

2003年5月30日発表版

琉球諸島沿岸 海岸保全基本計画

平成15年4月

沖 縄 県

目次

	序章 琉球諸島沿岸の海岸の保全に関する基本理念	1
	第1章 海岸の保全に関する事項	2
5	(1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項.....	2
	海岸の現況.....	2
	海岸保全の基本的方向: 長期的あり方.....	4
	(2) 海岸の防護に関する事項.....	5
10	一連の海岸保全施設等整備区域の設定.....	5
	海岸保全施設整備による高潮対策の推進.....	5
	海岸保全施設整備による侵食対策の推進.....	5
	地域の特長を活かす海岸保全施設の再整備.....	6
	津波等大規模災害のためのソフト対策の推進 (ハザードマップ等のソフト対策の推進).....	6
	異常潮位の実態把握と原因究明調査の推進および観測監視体制の強化.....	6
15	(3) 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	7
	海岸環境を積極的に保全する区域の設定.....	7
	生物に配慮した海岸保全施設整備の推進.....	7
	自然景観に配慮した海岸保全施設整備の推進.....	7
	海岸環境保全のための規制措置と環境教育の推進.....	7
20	赤土汚濁に関する事項.....	8
	(4) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	9
	利用者に配慮した海岸保全施設整備の推進.....	9
	利用者に配慮した利便施設整備の推進.....	9
	海浜の自由使用に関する広報活動の推進.....	9
25	市町村が主体となった海岸管理の推進.....	9
	(5) その他の重要事項.....	11
	連携事業の推進.....	11
	地域住民の参画と情報公開.....	12
	計画の見直し.....	12
30	第2章 海岸保全施設の整備に関する事項	13
	(1) 琉球諸島沿岸の現況特性による地域区分.....	13
	(2) ゾーン毎の海岸保全施設整備の方向.....	17
	(3) 海岸保全施設整備計画.....	19
35	海岸保全施設を整備しようとする区域.....	19
	海岸保全施設の種類、規模及び配置等.....	19
	海岸保全施設による受益の地域及びその状況.....	19
	(4) 海岸環境を積極的に保全する区域.....	20
	(5) その他の留意事項.....	24
40	「沖縄らしい海岸保全施設設計の手引き」について.....	24
	設計外力及び設計手法の統一について.....	24
	【用語等補足説明】	25
	海岸保全施設整備計画書	28
	海岸保全施設整備計画表	29-32
	海岸保全施設整備計画図	33-50

序章 琉球諸島沿岸の海岸の保全に関する基本理念

望まれる海岸を実現するために

5 沖縄県は、九州と台湾の間に連なる琉球弧に属し、沖縄本島、宮古島、石垣島及び西表島の4島を中心とした40の有人島を含む160の島嶼からなる日本唯一の離島県である。その県域は、南北約400km、東西約1,000kmに及ぶ広大な海域であり、我が国にとって貴重な海洋資源を確保しているとともに、点在する島々が排他的経済水域を確保する上で重要な国家的財産となっている。

10 これらの島々を取り巻く沿岸域¹は、全国第4位、約1,748kmの海岸線延長を有しており、亜熱帯特有のサンゴ礁とエメラルドグリーンに輝く海、白い砂浜、琉球石灰岩の海食崖と湿地帯のマングローブ等、優れた自然景観を呈している。

また、亜熱帯気候や島嶼という気候的、地理的条件の影響を受ける本県には、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ等に代表されるような地域の名を冠する稀少な動植物が多く存在して
15 おり、「東洋のガラパゴス」と呼ばれている。特に、サンゴ礁²・海食崖・干潟³・砂浜等によって構成される沿岸域⁴には、多種多様な動植物が生息しており、島々を取り巻くサンゴ礁内に形成されている礁池⁵や干瀬⁶は特異な生態環境を育んでいる。

このような独特な海岸環境を有する沿岸域は、ニライカナイ信仰⁷に代表されるように海との関わりが深い沖縄の人々によって、ハマウリ⁸、アブシバレー⁹、ウンジャミ¹⁰などの伝統行事に利用されるなど、古くから地域住民の生活や文化の形成に大きく関わっている。近年では、国内外各地からマリンレジャーや南国情緒を楽しむために多くの観光客が訪れるなど、沿岸域が観光立県沖縄の重要な観光資源ともなっている。

一方、沖縄県地方は、「台風銀座」と呼ばれるほどの台風常襲地帯であり、毎年のように台風被害が発生しているが、沿岸域では天然の消波施設であるサンゴ礁によって波浪が低減されるため、本土に見られるような大波が直接護岸に打ちつける情景はあまり見られない。しかし、サンゴ礁が沖合に広く発達しているため水深が浅く、複雑な海底地形となっていることから、波浪規模に較べて水位上昇量が大きくなる傾向にあり、波浪に加え高潮による被害を度々受けている。さらに局所的には異常に大きな高潮が発生するなど、特異な海岸災害環境を有している。
25 また、砂浜に関しては、その多くが両端を隆起サンゴの岬に囲まれたポケットビーチとして点在していることから、一般的に安定していると考えられているが、海域構造物の建設に伴う変形が近年になって顕在化しつつある。

以上のような特徴をもつ沿岸域に対して、これまでは速やかに安全性を確保することとして防護最優先で海岸保全施設¹¹が整備されてきた。しかし、今後の海岸保全施設整備においては、災害に対する安全の一層の向上に加え、平成11年に改正された海岸法の目的に示される通り、良好な海岸環境の整備と保全、さらに多種多様な利用が適正に行われる空間を創出することが求められている。
35

そこで、海岸法第2条の3に基づき沖縄県知事が策定するこの「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」では、県民のみならず国民、及びそこに生息する動植物の共通の財産として沿岸域を位置付けることとし、「いちまでいん 美ら海、美ら島、清ら心」をキャッチフレーズに海岸を維持、復元、創造し、次世代へと継承していくことを今後の海岸保全の基本的な理念とする。そして、この理念の下、各種の海岸災害からそこに暮らす人々の生活を防護し、我が国でも特
40 有な美しい海岸景観や多種多様な動植物の生息環境を保全するとともに、古くからの伝統行事や日常的な生活の場として、あるいは観光資源として価値の高い空間を確保し、防護と環境、利用が調和した総合的な海岸の保全を推進する。

第1章 海岸の保全に関する事項

サンゴ礁と砂浜で構成された海岸の維持・復元・創出を中心とした地域密着型の総合的な海岸保全の推進

5

琉球諸島沿岸における海岸の保全に際しては、それぞれの地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況等を充分把握し、これらを総合的に勘案して、海岸災害に対する適切な防護水準を確保する。このとき、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図ることも海岸保全の目的であることを念頭に置き、より自然的かつ利用者に十分配慮した海岸保全施設を整備するよう努める。特に、サンゴ礁と砂浜で構成される海岸は防護機能に加え、環境や利用という観点からもその維持・復元・創出が非常に重要であることを認識する。

10

また、海岸の管理は地域づくりの観点から市町村が積極的に参画することが望まれることから、市町村が管理しやすくなるような仕組み作りに努める。

15

(1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

琉球諸島沿岸の現況と目標とする海岸の在り方

海岸の現況

20

a) 海岸保全施設整備の変遷

沖縄県では、台風の常襲地帯ということから、1735年に当時の三司官（大臣）蔡温によって植林の奨励など、古くから台風対策が行われ、アダン²⁰による防潮林、琉球石灰岩による空石積護岸等、地域性を活かした独特の保全手法が行われてきた。その後、次第に間知石による谷積護岸が整備されるようになり、さらに重力式護岸へと推移してきたが、構造が十分でなく度々被災していたようである。

25

そして、1952年(S.27)に琉球政府²¹が創立すると、海岸保全施設の整備が本格的に始まり、1965年(S.40)には海岸保全区域を指定し整備が進められたが、防護機能の不足している施設が多かった。

30

その後、米軍統治下であって大きく立ち後れていた海岸事業は、1972年(S.47)の本土復帰を機に本格的に始まり、1985年(S.60)頃までは、旧海岸法²²のもとに速やかに安全性を確保することとして、限られた事業費で早急に整備延長を確保するために有効的な直立護岸と消波工などの線的防護方式による整備が行われた。

35

1980年代後半になると、海岸部の親水性が重要視され、防護を主体とした直立式護岸などの施設整備から利用環境を向上させるための緩傾斜式護岸などの海浜利用を併せ持つ施設整備へと変化し、さらに最近では、一層の海浜利用、景観の向上が図れ、環境にも配慮した面的防護方式による施設整備へと移行してきた。

この面的防護方式は、観光立県である沖縄県において、人工リーフや養浜に代表されるように今日の主たる保全手法の一つとなっている。

40

b) 海岸環境

沖縄県の海岸域は、サンゴ礁・海食崖・干潟・砂浜等によって構成され、海から陸へ、陸から海への遷移帯として、多種多様な動植物が生息する貴重な空間を形成している。特に島々を取り巻くサンゴ礁内に形成されている礁池や干瀬は特異な生態環境を育んでおり、古来より豊富な水産資源の場として、地域の生活や文化の形成に大きく関わってきた。

45

しかし、近年では、各種の開発によって海岸線が人工化するなど、海岸の原風景が失わ

れ、海岸景観が大きく変化してきた。それに伴って自然環境（サンゴ礁、干潟、砂浜等）も変化し、動植物の生息・生育環境ならびに水質浄化機能や生物生産力など、様々な生態的機能が低下してきていることが危惧されている。

5 また、赤土等¹²の海域への流出については、各種対策により減少傾向ではあるものの、既存農地等からの流出が依然として続いていることから、沿岸域汚濁によって生態系（サンゴ、干潟生物等）へ影響を与えている。

c) 海岸利用

10 古来、琉球諸島沿岸の海岸は、漁場として利用されるのみならず、ニライカナイ信仰に代表されるように、国指定の重要無形民俗文化財に指定されている国頭村安田のシヌグ、西表島の節祭、塩屋湾のウンジャミ、各地のハーリー¹³、ハマウリ、アブシバレーなど各種の伝統行事に利用されてきた。

15 近年では、海岸の利用形態は、古くからのイザリ¹⁴、海水浴、釣り等に加えて、スキューバダイビング、サーフィン、ビーチパーティ等と多様化しており、また、都市部近郊に整備された宜野湾トロピカルビーチやあざまサンサンビーチ等の人工ビーチでは、多くの人の利用により活況を呈している。さらに、最近では、自然環境を保全しつつ沖縄県特有の動植物¹⁵や色鮮やかな熱帯魚とふれあう場としての、いわゆるエコツーリズム¹⁶の対象としての利用も見られるようになってきた。

20 このように海岸域は、生活の場、伝統行事の場、スポーツ・レクリエーションの場、環境教育の場として、広く多くの人々に利用されている。

また、その美しい自然景観や独特の文化、歴史などに魅せられて県外から多くの観光客¹⁷が訪れていることから、海岸域は県経済を支える観光産業の重要な資源ともなっている。

d) 海岸災害

25 沖縄県地方は台風の主要進路に当たり、年平均発生数28個のうち7～8個が接近する台風の常襲地帯であり、毎年のように台風被害が発生している。サンゴ礁が発達しているため前面水深が浅く、複雑な地形形状を多くもつことから、波浪規模に較べて水位上昇量が大きく、高潮による浸水被害を受けることが度々ある。また、地形的にサンゴ礁幅が狭いところや、沿岸域を埋立て沖合に展開した海岸部では、沖波が直接押し寄せるため、津波、高潮、波浪等による海岸災害に対して危険である。

30 また、津波については、1771年の明和大津波¹⁸が記録的大災害として知られている他、1960年に全国的に被害が出たチリ津波¹⁹でも大きな被害が発生している。

35 この他、海岸侵食については、規模の大きい侵食は見受けられないものの、戦後の米軍基地建設や社会資本整備に伴う土砂採取、海岸構造物の建設の影響等による砂浜喪失の事例があり、深刻な問題のひとつとなっている。

なお、その他の海岸災害には風害、飛砂、飛塩等があり、これらによる農作物の枯死や建物の劣化等が問題となっており、防潮林等による対策が求められている。

e) 海岸管理

40 沖縄県では、防災上の対策が特に必要な海岸として全海岸線の約22%に相当する延長約**379km**が海岸保全区域に指定されており、海岸法に基づいて県知事等の各海岸管理者²³で管理を行っている。その他の区域では、これまでは国有海浜地としての財産管理が行われてきたが、海岸法改正に伴い、一般公共海岸としての適切な管理が必要とされている。

45

海岸保全の基本的方向:長期的あり方

これまで述べたように海岸域は、海岸災害から国土を守る重要な防護空間であると同時に、漁業、海水浴、マリンレジャーなど多様に利用される利用空間でもあり、また、陸域生態系と海域生態系が交わる空間として独特な生態系を持つ多くの動植物が生息する環境空間でもある。

しかし、これまでの海岸行政は、海岸域を防護空間としてとらえ、防護の必要な海岸域である海岸保全区域について、防護機能を主な目的とした強固な保全施設を築造してきており、防護空間としての海岸域としては、かなりの効果を上げてきているが、環境空間及び利用空間としての海岸域としては、必ずしも良好な空間とはなっておらず、海域と陸域を分断し、環境の悪化につながる保全施設となっていることもあった。このことより、今後の海岸行政は、海岸域を防護空間及び環境空間、利用空間ととらえ、海岸保全区域については、防護とともに良好な海岸環境の維持、創出や多様化した海岸利用に的確に対応できる保全施設の整備や海岸管理の推進を図るとともに、これまで必ずしも海岸管理としての視点が充分でなかった海岸保全区域以外の一般公共海岸についても対象に含めた総合的な海岸管理を行う必要がある。

琉球諸島沿岸において海岸域が有する具体的な場としての機能を列挙すると、以下の通りとなる。

- ・ 背後地を防護する場
- ・ 我が国有数の亜熱帯生態系形成の場
- ・ 環境教育の場
- ・ 日常的な人と自然のふれあい活動の場
- ・ 日常的な糧を得るための場
- ・ 民俗的、伝統的行事を行う場
- ・ 観光リゾートの場
- ・ レクリエーションの場

これらの種々の場としての機能は、美しく清らかな海とサンゴ礁、干潟、砂浜、崖、湿地等からなる海岸域があって成り立つものであり、良好な自然環境なしには、いずれの機能も満足されないものである。

したがって、本基本計画では、良好な自然環境を維持、復元、創出していくことを海岸保全の基本的理念とし、またこれら海岸域が有する種々の場としての機能を長期的に確保していくことを海岸保全の長期的あり方とするものである。そして、これら海岸域が有する種々の場としての機能を維持、拡充するため、海岸保全施設の設置が必要な場合には、海岸景観にも配慮しながら、基本的理念に基づき海岸保全施設の設置を図ることを海岸保全の基本的方向とする。

(2) 海岸の防護に関する事項

地域の特性に見合った海岸の創出に向けて

5 本基本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とし、高潮や越波に対しては設定した高潮位または波浪が発生した場合の浸水区域、海岸侵食に対しては現在の侵食速度で設定した期間侵食が進むと想定した場合の影響範囲とする。

10 高潮や波浪などによる浸水被害からの防護水準は、過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に適切に推算した波浪の影響を加えた設計外力に対して、海岸背後の施設等を防護できる水準とする。

また、侵食による被害からの防護水準は、侵食の進行している海岸において現状の汀線を保全することができる水準とし、必要な場合には元の汀線の回復を図ることを目標とする。

一連の海岸保全施設等整備区域の設定

15 海岸管理者の違いにより、隣接する海岸の保全手法や施設規模が異なるなど、統一性、連続性のない整備が、防護面、環境面、利用面で悪化を招いている場合がある。

20 そこで、周辺海岸と調整を図りながら海岸保全施設を整備する地域を“一連の海岸保全施設等整備区域”と定め、原則的に海岸保全施設を計画・整備する際には各関係機関との調整を十分に図る区域とすることで、より効率的、且つ経済的で、防護・環境・利用のバランスのとれた海岸保全施設の整備が図れるものである。

ここで、“一連の海岸保全施設等整備区域”においては、関係海岸管理者が設置する海岸保全施設のみでなく、上記管理者以外の者が設置する海岸保全施設以外の施設や工作物との調整、連携を積極的に推進する。

25 なお、区域については、地形形状、沿岸漂砂、波浪条件等の外力特性、既存施設（港湾、漁港等）、背後地の状況（道路、民家、林野等）、周辺域の利用状況（商業地、リゾート・観光地等）、及び海岸保全区域、要指定区域を考慮して設定する。

海岸保全施設整備による高潮対策の推進

30 サング礁および砂浜が天然の消波施設として機能している事は周知の事実であり、人工リーフや養浜工等の自然を模倣した海岸保全施設の整備手法を取り入れ、自然の地形が従来有している保全効果を拡充することによって、高潮対策を推進することは極めて合理的な防護方法といえる。

35 例外として、すぐ背後が市街地である海岸やサング礁幅、砂浜幅の狭い海岸などでは、堤防や護岸のみで対策を施す線的防護工法が合理的な場合もあるので、地域の特性を十分把握して、実際に用いる工法、施設を選定することが重要である。

海岸保全施設整備による侵食対策の推進

40 連続した海岸やポケットビーチなどに建設された海岸保全施設や海域構造物によって、漂砂バランスに不均衡が生じ、結果として海岸侵食が生じるといった事例は、全国各地で発生している。

この琉球諸島沿岸においても例外ではなく、比較的安定性の高いポケットビーチが多いものの、一部の海岸ではこのような現象が生じている。

そこで、これらの海岸に対しては、本来その海岸に存在した土砂等の特性や広域的視点から判断される漂砂系を十分考慮したうえで、養浜工や突堤工等の海岸保全施設の整備による

砂浜の維持・回復を図る。さらに、同じ沿岸漂砂系に含まれる関係海岸管理者で緊密なる調整を図るとともに、場合によっては各種事業との連携についても考慮する。

5 なお、崖海岸については、砂浜に比べて侵食速度が遅いこともあり、現状では顕在化していないが、侵食された場合には復元が不可能であることから、適切な監視を実施するとともに、必要に応じて対策を適宜実施することとする。

地域の特長を活かす海岸保全施設の再整備

旧海岸法に基づく従来の海岸整備は、防護に主眼が置かれていたため、琉球諸島沿岸でも、経済的なコンクリート直立堤を主体とした海岸保全施設整備がなされてきた。

10 これら海岸域の直立堤が地域と海岸とを分断し、住民と海との係わり合いをうすれさせたとともに、多様な生物の生息・生育の場としての海岸環境を悪化させていった地域がある。また海岸保全施設等の整備により美しい海岸風景が消滅したところもある。

このような地域に関しては、より自然的で美しく誰もが親しめる良好な海岸環境を目指して、防護、環境、利用のバランスのとれた海岸保全施設の再整備に取り組むこととする。

15 また、近年の出島方式の埋め立てにより、既設海岸保全施設の前面が水路部となったため高潮や波浪等の状況が変わり、施設の構造や規模が現状と合わなくなった個所についても、環境と利用に配慮した施設へと再整備を図っていく必要がある。

津波等大規模災害のためのソフト対策の推進（ハザードマップ等のソフト対策の推進）

20 多数の小さな島嶼から成り、海岸線の極近傍に集落等が位置する沖縄県にとって、津波は甚大なる被害が発生する可能性を秘めた海岸災害として脅威である。

しかし、津波から集落等を防護するための保全施設は大規模となるので、コストがかかるとともに自然環境資源や景観、海岸利用に影響を与える可能性がある。

25 したがって、想定される津波の規模、背後地の資産や人口の密集度等を踏まえ、ハザードマップや避難地、避難路、案内板の設置等、ソフト対策についても、ハード対策と併せて検討することが、より適切かつ効果的な対策を施すこととなる。なお、津波等海岸災害の危険性の啓蒙、啓発は、減災のための対策として有効であることから、海岸愛護思想、その他の環境教育と併せたソフト対策の一環として取り組んでいくことが必要である。

異常潮位の実態把握と原因究明調査の推進および観測監視体制の強化

30 平成13年7月に沖縄本島周辺海域で発生した異常潮位により、満潮時に那覇市内の道路が冠水するなどの大きな影響を及ぼした。これは周辺海域より水温が高く、レンズ状に海面の盛り上がりをもった渦が沖縄本島の南東に接近したために生じた潮位の上昇によるものと考えられている。このような異常な潮位上昇などの特異な現象は、その原因が不明のため、地球温暖化等の影響により今後増加することが懸念されているが、予想しきれないのが現状である。また、このような異常潮位が、台風などの高波浪時に発生する高潮等と同時に発生した場合、これまで以上に潮位が高くなる恐れがあり、甚大な被害が発生する可能性を秘めている。

35 したがって、このような異常な現象の実態を把握し、対策を検討するための原因究明調査を推進するとともに、中長期的なモニタリングの実施に向けた観測監視体制を強化する。また、取得した観測データを地域住民等に迅速に周知することで、避難等の対策の効率化を図るとともに、危険意識の向上に結び付けられるような情報公開に努めることとする。

(3) 海岸環境の整備及び保全に関する事項

生物の多様性を確保した美しい海岸

5 琉球諸島沿岸においては、“沖縄海岸国定公園”に代表されるような優れた自然環境が形成されている海岸があるが、これら海岸の環境容量は有限である。

従って、良好な海岸環境が残されている場合、それを積極的に保全することに努めるとともに、海岸保全施設の整備が必要な区域に於いても、整備することによりサンゴ礁や干潟、藻場、砂浜が消失してしまう可能性のある場合には、これら海岸環境に対する“ミチゲーション”を十分配慮した整備を図ることとする。

10 また、新規の海岸保全施設の整備計画立案時には、自然環境の事前調査を行い、これら調査結果をふまえて学識経験者等で構成された検討委員会等により計画内容について諮る。さらに、必要に応じ整備後の追跡調査（モニタリング）によってその影響の程度を把握するものとする。

15 海岸環境を積極的に保全する区域の設定

優れた自然景観が形成され、また、貴重な動植物が生息しているような海岸域においては、可能な限り海岸環境を現状のまま保存し次世代へ継承していくことが重要である。

20 そのため、自然環境が良好で、背後に防護対象がなく、前面及び背後に開発計画がない海岸域を“海岸環境を積極的に保全する区域”と定め、原則的には構造物を設置しない区域とすることで、琉球諸島沿岸の良好な自然環境を保全していくものとする。

生物に配慮した海岸保全施設整備の推進

25 海岸域は海洋生態系と陸上生態系の接点として、生物の移動・生息の場として貴重な空間である。特に琉球諸島沿岸においては多種多様な動植物が生息・生育していることから、海岸環境の保全は重要な課題である。

従って、海岸保全施設の整備が必要な場合には、周辺の動植物及びその生息・生育環境に対して十分配慮する。また、生息・生育地域の環境特性や生態系のバランスを確保する観点から、植生を活用した浜堤²⁴等の環境共生型構造物²⁵の積極的な導入を進める。

30 自然景観に配慮した海岸保全施設整備の推進

自然の美しい海岸景観や海中景観は人々の心を和ませる人工的には造り得ない貴重な財産である。また、観光を主要産業とする沖縄県において、美しい海岸景観・海中景観は、観光産業を振興するうえでも重要な位置付けを持つ。

35 従って、新たに海岸保全施設の整備が必要な場合には、緩傾斜護岸等の他に潜堤、人工リーフなど水没させた構造物の整備を進めるとともに、自然と調和する資材や植栽を活用することによって、自然的な海岸景観・海中景観を損なわないように配慮するものとする。

海岸環境保全のための規制措置と環境教育の推進

40 琉球諸島沿岸では、ウミガメが上陸・産卵する海浜が多く存在し、希少種の存続に大きな役割を果たしている。しかし、近年の海岸利用の多様化により、ウミガメが上陸できなくなる状況などが報告されている。

また、施設等の汚損や損傷、利用者等によるゴミの投棄をはじめ家電製品等の不法投棄、放置船、放置車両等、無秩序でマナーの悪い利用により自然環境が損なわれつつある。

45 このような問題に対して、環境基本条例等²⁶を施行して環境保全への取り組みを行っているが、改善はされつつあるものの利用者の増加もあって、問題は依然としてなくなる。

そこで、海岸の適正な利用を図るための一定の規制措置や、不法投棄等に対する監視の強化を行うとともに、利用者のモラルの向上を図るために、地元住民やNPO等の市民団体及び関係機関と積極的に連携するなどして、生物観察会や、清掃活動等の環境教育を支援するとともに実施し、海岸愛護思想の普及と啓発を図ることとする。

- 5 また、洪水時の河川からのゴミや流木、海外から漂流してくる漂着ゴミ、船舶等から流出した油等によって生じる海岸環境の悪化については、原因者が不明、あるいは原因者に補償能力がない場合が多く、この問題に関する早急な対応が求められている。既存制度を積極的に活用しつつ、これらの状況に適切に対処できる体制の整備を図るものとする。

10 赤土汚濁に関する事項

- 近年、河川が流入する海域では、内陸部開発に伴う赤土等の流出増加によってその拡散範囲が広がり、サンゴ等の海域生態系へ与える影響が増大したため、社会問題化していた。その後、赤土等流出防止条例が施行され、1,000平方メートル以上の公共工事等の開発行為を対象に発生源対策が進められているが、規制基準適用外の既存農地等からの流出などが依然として続いていることから、十分な解決には至っていない状況にある。

15 海域の赤土については、発生源と密接な関係があることから、適切で効果的な処置を行うためには、発生源対策の強化、流失防止の取り組み等と連携した対策を行うことが肝要なので、関係機関と協力しながら総合的な対策の推進に努める。

20

(4) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

誰もが親しめる自由な海岸

利用者に配慮した海岸保全施設整備の推進

5 琉球諸島沿岸では、古くから浜下りなどの信仰的行事やサンゴ礁内でのイザリなどの日常の利用が成されてきた。しかし、旧海岸法に基づき防護を主目的として設置された直立堤等により、海岸へのアクセス性が低下し、これら利用が困難になった海岸が存在する。

したがって、今後の海岸保全施設整備においては、利用者に配慮した海岸保全施設整備に努める。

10 具体的には、多くの人々が利用できるように、地域の自然条件や利用形態に応じて、階段工やスロープなどの昇降路や養浜工の設置、堤防等の緩傾斜化等を行い、安全にアクセスできる海岸保全施設への転換を図ることとする。

利用者に配慮した利便施設整備の推進

15 琉球諸島沿岸では、リゾート地域の利便施設整備は進んでいるものの、地域住民が多く利用する海岸での利便施設の不足が指摘されてきた。特に、那覇市や名護市等の都市化が進んだ市街部では、社会基盤整備の充実を図るための土地不足から、臨海部の埋立事業が進められ、新たに土地が確保された。しかし、その前面は護岸と消波工から構成される人工海岸として整備されるにとどまり、住民が利用しやすい海岸が減少することとなった。

20 海岸環境整備事業では、海岸保全施設である人工海浜に併せて駐車場やトイレ、シャワー等の利便施設整備を行い、安全で利便性の高い海岸域を創出している。これらの海岸環境整備が進められた宜野湾トロピカルビーチやあざまサンサンビーチでは、多くの利用者によって活況を呈しており、観光客や住民等のニーズを的確に捉えた整備であるといえる。

25 従って、今後も上記事例にみられるように、県民や観光客など公衆の適正な利用を誘導するために、海岸背後地の観光リゾート計画等²⁷を考慮にいれながら利便施設を積極的に整備する。

なお、利便施設等の設置については、海岸保全施設と同様に、生物およびその生息環境、自然景観への配慮を優先することを基本とする。

海浜の自由使用に関する広報活動の推進

30 一時期のリゾート開発を中心とした海岸背後地の私有化によって、琉球諸島沿岸では海岸がプライベートビーチ化した事例が多く見られた。この状況を鑑み、県条例によって海浜のプライベート化を防止する「海浜を自由に使用するための条例」が施行され、海浜地へは誰もが入れる様になっているものの、一部の海岸では依然として地域住民等の利用者が入りにくい状況となっている。

35 これは、海浜を自由に使用するための条例が利用者に周知されていないことに起因していると思われるため、アクセス路を明示する案内版の設置や地図上への明記等、権利に関する広報活動を行い、同権利の周知徹底を図ることとする。

市町村が主体となった海岸管理の推進

40 「海岸保全基本方針」(H12.5公表)²⁸では、国が本来果たすべき役割の一部を地方が積極的に分担することが示されている。また、海岸法の改正により、本来の管理者と協議が整った場合には、海岸保全区域や一般公共海岸区域²⁹における占用や行為の許可等日常的な管理については、市町村が管理できるようになった。

したがって、市町村は、県が主体的に行う海岸保全施設整備や各種の施策と積極的に連携を図るとともに、主導的に日常的な海岸管理を行いつつ、地域住民の積極的な参画を促して地域特性に合った海岸利用のルールづくりを推進していくこととする。

(5) その他の重要事項

連携事業の推進

a) 観光支援

- 5 今後の海岸保全の計画立案、海岸事業の実施、管理においては、関係機関との連携を十分に図ることとする。特に、観光立県である沖縄県にとっては、整備周辺域の観光リゾート計画等に配慮して、それらにも資する海岸保全施設整備を図るなどの新しい連携事業としての試みも積極的に行うこととする。

10 b) 保安林整備との連携

- 多くの海岸背後には保安林が整備されているが、これら保安林は、本来の目的である風害・飛塩・飛砂より背後地を防護する機能に加え、より自然的な海岸環境を創出することに寄与している。しかも、これら創出された海岸環境は、多くの人にとって、従前より存在する自然環境として認識されている場合が多く、現段階ではすでに守るべき海岸環境として位置付けられる。

したがって、本基本計画では、現存する保安林を保全すべき海岸環境として位置付け、林野庁等による防潮堤築造事業と連携した海岸保全施設の整備を推進する。

- 20 なお、“海岸環境を積極的に保全する区域”として定めた区域において保安林を防護する施設が必要となった場合には、関係機関と協議した上で、より自然的な海岸環境が保たれるような整備手法について検討することとする。

c) 道路整備との連携

- 25 島嶼県である本県は、国道58号をはじめとして、海岸沿いに主要道路が走っている。しかし、来襲する波浪から道路を守るために海岸線にコンクリート直立護岸が多く整備されたため、一部の地域では自然海岸の減少や海岸利用の制限及び海岸景観の悪化などが生じている。

- 30 これら既存道路護岸については、道路整備を行う各機関と積極的に連携を図り、失われた砂浜等の復元や海岸へのアクセス向上および海岸景観の改善を検討し、今後の道路護岸整備については、海岸保全施設同様、自然環境や海岸利用及び海岸景観にも配慮した整備手法を検討することとする。

地域住民の参画と情報公開

琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の策定段階で開催された公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得ることが重要である。

- 5 そこで沖縄県では、各種海岸事業の計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護・環境・利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るために、海岸に関する情報を広く公開していくこととする。

例として地域住民の参画方法と情報公開方法を以下に示す。

- 10 ・ 公聴会
 ・ インターネット
 ・ アンケート調査
 ・ ヒヤリング調査
 ・ 窓口（電話，郵便）の設置
- 15 ・ NGO，NPOの活用
 ・ 質問・意見箱等の設置
 ・ 地域住民による海岸監視

20 **計画の見直し**

本計画で定めた事項については、概ね10年を目安として計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、見直しを行うこととするが、背後地を含めた海岸環境の変化や新しい海岸保全対策工法の開発、社会情勢や国民のニーズの変化に対応して、適宜見直しを行うものとする。

- 25 また、整備が完了した施設については、地域住民や利用者からのアンケート調査やその他モニタリング等により基本計画を見直す基礎資料の蓄積を図ることとする。

第2章 海岸保全施設の整備に関する事項

自然と調和した、安全で利用しやすい海岸保全施設の整備 海岸環境を積極的に保全する区域の設定

- 5 琉球諸島沿岸における海岸保全施設の整備に関しては、第1章で示した海岸保全の基本的方向に則ることとする。
しかし、島嶼県で全国第4位の海岸線延長を持つ琉球諸島沿岸は、地域により海岸線が有する場としての機能や形状等が異なり、また、海岸保全施設の整備手法も多種多様であるため、一概に述べることはできない。
- 10 そのため、まず琉球諸島沿岸の現況や利用状況を把握し、それによって地域区分を行い、その地域区分毎に海岸保全施設の整備の方向性を示すこととする。
次に、上記地域区分においても、海岸域を有する市町村や海岸域に接する地域によって、歴史的、社会的な背景等が異なり、また、保全すべき貴重な自然環境を有するため、さらに地域区分内において、各々の地域区分における整備の方向性に則り、海岸保全施設の基本的な計画と海岸環境を積極的に保全する地域に細分化することとする。
- 15 上記内容を下記に示す4項目に分け、各々詳細に述べることとする。
- (1) 琉球諸島沿岸の現況特性による地域区分
 - (2) ゾーン毎の海岸保全施設整備の方向
 - 20 (3) 海岸保全施設整備計画
 - (4) 海岸環境を積極的に保全する区域

(1) 琉球諸島沿岸の現況特性による地域区分

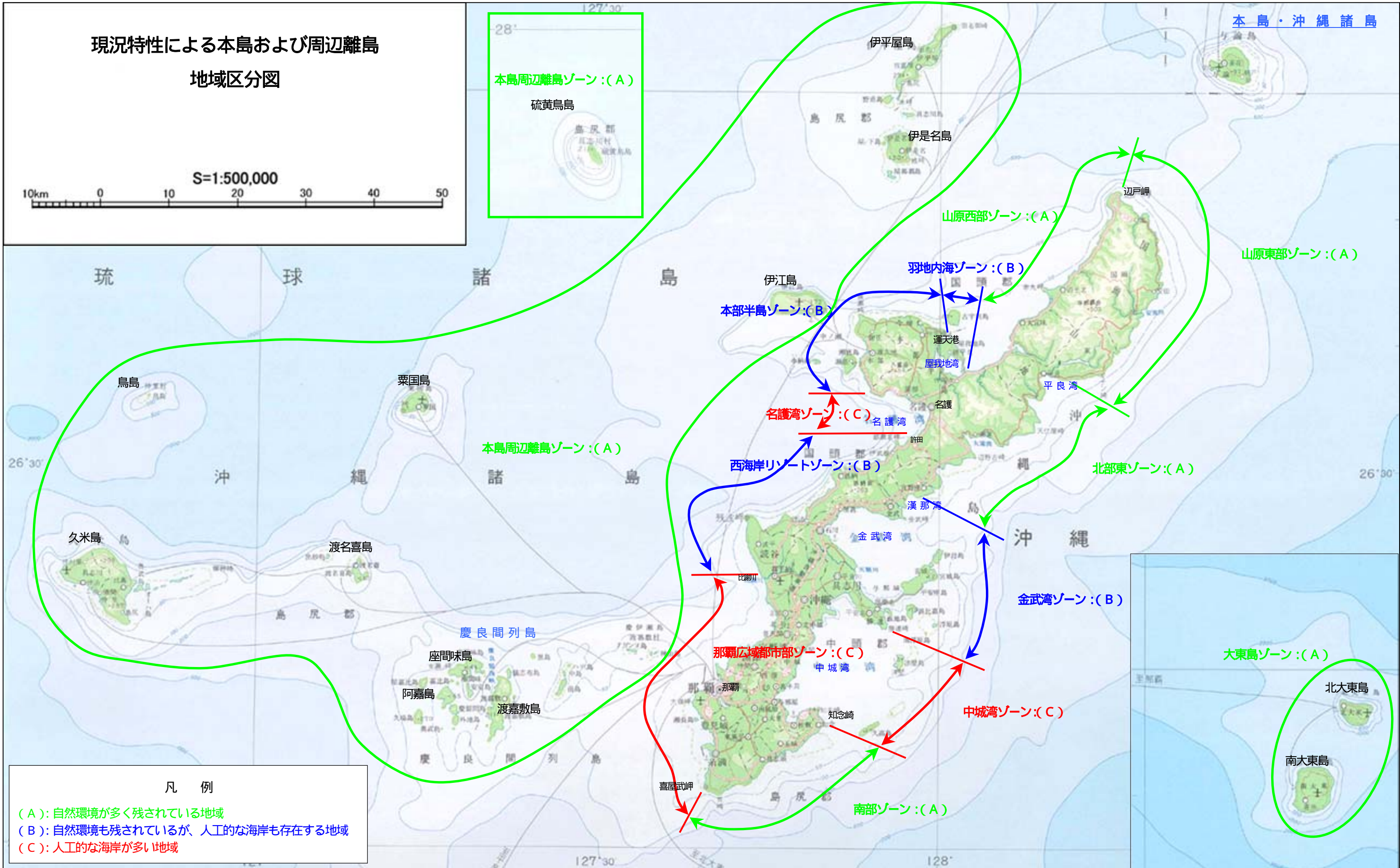
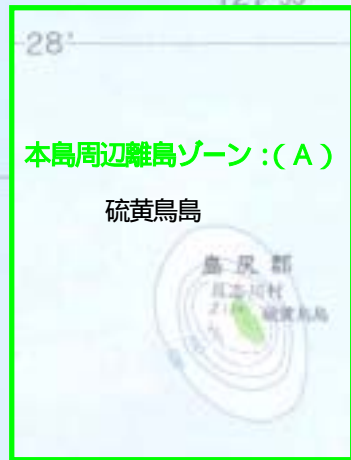
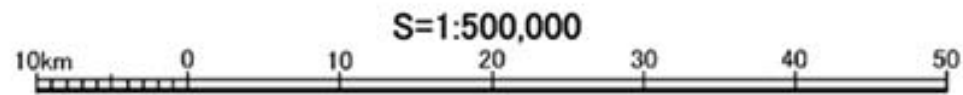
- 25 琉球諸島沿岸について、その現況特性や利用状況により地域区分を行う。
現況特性については、海岸域における岬や河川等の地形特性や自然環境等海岸環境を把握し、利用状況については、背後の土地利用、沿岸の利用形態（港湾区域、漁港区域等）等を把握し、特徴が似た海岸域を一つの地域と捉え、付表、付図に示す21の地域（ゾーン）区分とする。
また、これらのゾーンについて、主に海岸域における自然環境の残されている程度によって、
- 30 以下に示すA、B、Cの3つの海岸タイプに分類する。
- A. : 自然環境が多く残されている地域
小規模な集落が点在し、人工的な海岸も存在するものの、背後地や海域において多種多様で豊かな自然が残されている地域
- 35 B. : 自然環境も残されているが、人工的な海岸も存在する地域
集落が在り、人工的な海岸も存在するものの、概ね良好な自然があり、観光等の産業活動も行われている地域。
- 40 C. : 人工的な海岸が多い地域
人家が連担し、概ね人工的な海岸や産業の拠点となる港湾等が整備され、専ら産業活動が行われている地域。

付表 各ゾーンの海岸タイプと現況の特徴

	ゾーン名称	含まれる海岸線	市町村	海岸タイプ	現況の特徴	防護	環境	利用
沖縄本島	那覇広域都市部ゾーン	喜屋武岬～比謝川	糸満市(西部),豊見城村,那覇市,浦添市,宜野湾市,北谷町,嘉手納町	C	都市化が進んだ地域であり,人工化された海岸が多い。近年整備された人工海浜の利用が盛んである。	海岸保全施設の整備が進み,防護上の問題は少ないが,リーフを埋め立てた一部の造成地においては,越波被害が発生している。	人工海岸化が進んでおり,自然海岸は少ない。	沖縄県の住,商,業施設としての都市的機能の一端,また都市近郊のレクリエーションの場として利用されている。
	西海岸リゾートゾーン	比謝川～許田	読谷村,恩納村	B	リゾート化が進行した地域であり,県外からの利用者も多い。	砂浜や岩礁が自然の防護機能を発揮しているとともに,これらが形成する自然景観や場が貴重な観光資源として主たる防護対象となっている。	貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有するとともに,これら自然環境が重要な観光資源となっている。	国際的リゾート基地として,かつ多様なマリレクリエーション利用が盛んである。
	名護湾ゾーン	許田～(部間地区)	名護市(西部)	C	本島北部の拠点的な都市地域であり,人工海岸化された海岸が多い。近年整備された人工海浜の利用が盛んである。	海岸背後の市街地や公共施設が主たる防護対象であり,一部で越波被害が生じている。	人工海岸化が進んでおり,自然海岸は少ない。	沖縄県の住,商,業施設としての都市的機能の一端,また都市近郊のレクリエーションの場として利用されている。
	本部半島ゾーン	(部間地区)～運天港港湾区域西端	本部町,今帰仁村,名護市(北部)	B	離島への交通拠点であるとともに,自然環境が残された地域である。また,国営沖縄海洋博記念公園を核としたリゾート地でもある。	砂浜や岩礁が自然の防護機能を発揮しているとともに,これらが形成する自然景観や場が貴重な観光資源として主たる防護対象となっている。一部地域で海岸侵食が問題視されているが実態は把握されていない。	貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有するとともに,これら自然環境が重要な観光資源となっている。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
	羽地内海ゾーン	運天港港湾区域屋我地島,古宇利島	名護市(北部),今帰仁村	B	閉鎖性の高い海域であり,避難港として位置づけられている。自然環境の良好な海岸であるが,近年水質の悪化や土砂堆積が認められる。	点在する集落が主たる防護対象であり,一部で越波被害が生じている。	鳥獣保護区・特別保護地区に貴重な動物が息するなど,豊かな自然環境を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であり,内水面を活用した利用が成されている。
	山原西部ゾーン	名護市北～辺戸岬	名護市(北部),大宜味村,国頭村(西部)	A	自然環境が多く残された地域であるが,海岸部には幹線道路である国道58号線が通っている。越波や飛塩被害が発生している地域がある。	点在する集落や国道58号線が主たる防護対象であり,一部で越波被害が生じている。ほぼ全域に消波工が設置されている。	ほぼ全域に貴重な自然植生,リーフ内環境を有しているが,海岸線に道路護岸となっている。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,海岸線直背後の国道58号が本島北部の主要幹線として利用されている。
	山原東部ゾーン	辺戸岬～(川田地区)	国頭村(東部),東村	A	自然環境が多く残された地域であり,海岸背後部は山地が多く,集落が海岸沿いに点在している。越波災害が発生している地域がある。	点在する集落が主たる防護対象であり,一部で越波被害が生じている。一部地域で海岸侵食が問題視されているが実態は把握されていない。	ほぼ全域に貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
	北部東ゾーン	(川田地区)～金武湾港湾区域北端	東村(南部),名護市(東部),宜野座村	A	比較的自然環境が残された地域であり,集落が点在している。	点在する集落が主たる防護対象であり,一部で越波被害が生じている。	崖海岸が多くほぼ全域に貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
	金武湾ゾーン	金武湾港湾区域	宜野座(南部),金武町,石川市,具志川市,与那城村,勝連町	B	全域が港湾区域である。石油備蓄基地等が立地している一方,本島で数少なくなった自然海岸を残す伊計島等があり,リゾート地ともなっている。	海岸に隣接する集落が主たる防護対象であり,一部で越波被害が生じている。一部地域で海岸侵食が問題視されているが実態は把握されていない。	貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。特に伊計島周辺に豊かな自然環境が位置している。	主要港湾としての利用とともに,都市近郊型レクリエーション利用が成されている。
	中城湾ゾーン	中城湾港湾区域	具志川市,勝連町,沖縄市,北中城村,中城村,西原町,与那原町,佐敷町,知念村	C	全域が港湾区域であり,中城湾港新港地区開発事業,マリンタウンプロジェクト等の事業が進行している。漁港も多数整備されている。	整備水準がある程度確保されているが,リーフが比較的狭い地域では越波被害が報告されている。	背後地は住・業の集中地域であり,開発の進んだ地域であり,自然海岸は少ない。	主要港湾としての利用とともに,都市近郊型レクリエーション利用が成されている。
南部ゾーン	知念崎(中城湾港湾区域南端)～喜屋武岬	知念村,玉城村,具志頭村,糸満市(南部)	A	比較的自然環境が残された地域であるが,集落や漁港も数多くあり,またリゾート地としての位置付けもされている。	点在する集落が主たる防護対象であり,一部で越波被害が生じている。	崖海岸が多くほぼ全域に貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。	
沖縄本島離島周辺	本島周辺離島ゾーン	慶良間列島,久米島,渡名喜島,粟国島,伊江島,伊是名島,伊平屋島	座間味村,渡嘉敷村,久米島町(旧具志川村・仲里村),渡名喜村,粟国村,伊江村,伊是名村,伊平	A	優れた自然環境が残されており,県内外から多くの観光客が訪れる地域である。また,これを観光資源とした開発が求められている。	海岸に隣接する集落が主たる防護対象であり,一部で越波被害が生じている。一部地域で海岸侵食が問題視されているが実態は把握されていない。	いずれの島嶼においても貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している箇所が多い。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
	大東島ゾーン	北大東島・南大東島	北大東村,南大東村	A	自然環境が残されているが,多くが崖海岸であり,海岸域はあまり利用されていない。	海食崖に囲まれており,海岸災害は起こりにくい。	ほぼ全域が崖海岸であり貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	海崖に囲まれているため,海岸部の利用はあまりなされていない。
宮古列島	宮古島拠点ゾーン	平良港港湾区域	平良市(平良港周辺)	C	宮古地域の中心地であり,地域の観光・リゾート拠点としての沿岸の整備が進められている。	海岸部は港湾・漁港施設が整備されており,防護上の問題は少ない。	海岸部の大半は,人工構造物に覆われており,わずかに北側に自然海岸が残されている。	宮古圏の主要都市としての住,商,業施設としての都市的機能の一端,また都市近郊のレクリエーションの場として,また市民及び観光客の交流拠点として利用されている。
	宮古島ゾーン	宮古島(以外)	平良市(以外)下地町,上野村,城辺町	A	一部にリゾート施設の整備が進むが,自然環境に恵まれた地域である。	海岸背後の集落及び農地等が主たる防護対象となっている。	多くの区域に貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
	伊良部・多良間島ゾーン	伊良部島,多良間島,水納島	伊良部町,多良間村	A	全体的に平坦な島々であり,自然環境に恵まれている。	海岸背後の集落及び農地等が主たる防護対象となるが,一部地域に見られる海岸侵食の実態は把握されていない。	いずれの島嶼においても貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
八重山列島	石垣島拠点ゾーン	石垣港港湾区域	石垣市(石垣港周辺)	C	八重山地域の中心地であり,周辺離島観光を含めた観光リゾート拠点となっている。	海岸部は港湾・漁港施設が整備されており,防護上の問題は比較的少ない。	海岸部の大半は,人工構造物に覆われており,自然海岸は少ない。	八重山圏の主要都市としての住,商,業施設としての都市的機能の一端,また都市近郊のレクリエーションの場として,また市民及び観光客の交流拠点として利用されている。
	石垣島ゾーン	石垣島(除く)	石垣市(,以外)	A	農地からの赤土の流出が問題となっている。珊瑚礁が発達した周辺の海岸環境は,世界的にも貴重なものである。	海岸背後の集落及び農地等が主たる防護対象となっている。	多くの区域に貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
	西表島ゾーン	西表島,鳩間島,小浜島,竹富島,黒島,新城島,波照間島	竹富町	A	珊瑚礁に囲まれ,マングローブ林等貴重な自然が残された沿岸である。離島周遊観光地として多くの人が訪れている。	一部集落近隣で越波被害が生じている。	いずれの島嶼においても貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
	与那国島ゾーン	与那国島	与那国町	A	日本最西端の島である。一部砂浜もあるが,海岸線の多くは海食崖である。最近では海底遺跡でも話題となっている。	海岸背後の集落及び農地等が主たる防護対象となっている。	多くの区域に貴重な自然植生,リーフ内環境及び優れた海岸景観を有している。	地域社会の生活の場としての利用が主体であるが,優れた自然環境が観光資源ともなっている。
尖閣諸島	② 尖閣諸島ゾーン	魚釣島,北小島,南小島,黄尾嶼,赤尾嶼	石垣市(尖閣諸島)	A	現在は無人島となっており,良好な自然環境が残されている。	無人島のため,特に被害はないと思われる。	無人島のため,自然環境に恵まれた地域である。	無人島のため,特に利用はされていない。

[海岸タイプ] A:自然環境が多く残されている地域 / B:自然環境も残されているが,人工的な海岸も存在する地域 / C:人工的な海岸が多い地域

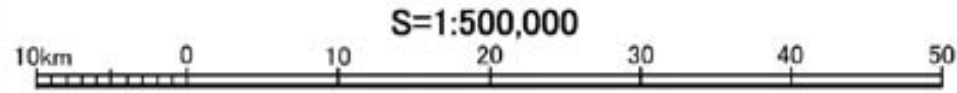
現況特性による本島および周辺離島
地域区分図



凡例

- (A): 自然環境が多く残されている地域
- (B): 自然環境も残されているが、人工的な海岸も存在する地域
- (C): 人工的な海岸が多い地域

現況特性による先島諸島（宮古・八重山）
地域区分図



凡例

- (A): 自然環境が多く残されている地域
- (B): 自然環境も残されているが、人工的な海岸も存在する地域
- (C): 人工的な海岸が多い地域



尖閣諸島

赤尾嶼

1 尖閣諸島ゾーン:(A)

魚釣島



(2) ゾーン毎の海岸保全施設整備の方向

- 5 前項において、琉球諸島沿岸を現況特性や利用状況を踏まえ特徴が似た海岸域を一つの地域と捉え区分したが、本項においては、区分した各ゾーンについて、第1章で示した海岸保全の基本的方向に則り、ゾーン毎に海岸保全施設整備の方向性を示すこととする。

ゾーン毎の海岸保全施設整備の方向は、まず各ゾーンにおいての問題点と課題を整理し、次にこれを踏まえて、各ゾーンで示された海岸タイプを参考に、各ゾーンに望まれる海岸保全施設整備の方向性を示すこととしている。

- 10 ここで、全てのゾーンにおいては、海岸域が有する種々の場としての機能を維持、拡充するために、海岸保全施設の整備が必要であれば、海岸景観にも配慮しながら、良好な自然環境を維持、復元、創出することを整備の基本としている。

各ゾーンの問題点、課題、及び海岸保全施設整備の方向性を付表に示す。

15

付表 各ゾーンの海岸タイプと海岸保全施設整備の基本的方向

	ゾーン名称	含まれる海岸線	市町村	現況特性による海岸タイプ	問題点・課題	基本的方向
沖 縄 本 島	那覇広域都市部ゾーン	喜屋武岬～比謝川	糸満市(西部),豊見城村,那覇市,浦添市,宜野湾市,北谷町,嘉手納町	C	人工海岸化が進んでおり、わずかに残された自然環境を保全する必要がある。また、都市近郊住民の生活の場およびレクリエーションの場としての利用が望まれる。	県都としての都市機能を重視し、安全性を確保するとともに、都市近郊のレクリエーション機能の充実を図り、地域住民に親しみのある海岸の創出を図る。
	西海岸リゾートゾーン	比謝川～許田	読谷村,恩納村	B	良好な海岸環境が日本のみならず海外からの観光客をも魅了する世界的なリゾート地となっており、これらの維持、拡充が望まれる。	大きな観光資源となっている良好な自然環境を保全しつつ、これらを活用した積極的な観光・レクリエーション地域の形成を支援する。
	名護湾ゾーン	許田～(部間地区)	名護市(西部)	C	人工海岸化が進んでおり、わずかに残された自然環境を保全する必要がある。また、都市近郊住民の生活の場およびレクリエーションの場としての利用が望まれる。	北部の拠点たる都市機能を重視し、安全性を確保するとともに、都市近郊のレクリエーション機能の充実を図り、地域住民に親しみのある海岸の創出を図る。
	本部半島ゾーン	(部間地区)～運天港港湾区域西端	本部町,今帰仁村,名護市(北部)	B	人工海岸化が進んでいるが、良好な自然環境が観光資源ともなっており、これら自然環境を保全する必要がある。また、地域社会の生活の場としての利用も望まれているとともに、周辺離島への主要拠点である港湾機能の拡充が望まれる。	良好な自然環境を保全しつつ、地域社会とリゾートとの調和を図った整備を行う。また、周辺離島への主要拠点である港湾機能の拡充との共存を図る。
	羽地内海ゾーン	運天港港湾区域屋我地島、古宇利島	名護市(北部),今帰仁村	B	沖縄本島唯一の内湾環境とともに、鳥獣保護区・特別保護地区の保全が望まれる。また、港湾機能とともに内湾を活用した利用形態が望まれる。	鳥獣保護区・特別保護地区との共存を図りつつ、港湾計画との調整のもとに住民生活の安定、地域の産業振興に資する海岸の創出を図る。
	山原西部ゾーン	名護市北～辺戸岬	名護市(北部),大宜味村,国頭村(西部)	A	海域、背後地ともに良好な自然環境が残されているものの、海岸線のほぼ全域が道路護岸となっており、これらの改善が望まれる。	道路管理者と連携し、道路護岸の改良を図り、越波・飛塩被害を防止するとともに山原地域としての良好な海岸環境の復元を図る。
	山原東部ゾーン	辺戸岬～(川田地区)	国頭村(東部),東村	A	山原地域としての良好な自然環境を保全しつつ、点在する集落で生じている海岸災害の防止が望まれる。	山原地域としての良好な自然環境を保全しつつ、点在する集落の安全性の向上を図る。
	北部東ゾーン	(川田地区)～金武湾港湾区域北端	東村(南部),名護市(東部),宜野座村	A	良好な自然環境が残されているが、近年をリゾート開発も成されるようになってきており、良好な自然環境を保全するとともに、点在する集落で生じている海岸災害の防止が望まれる。	自然環境を活用したレクリエーション地域の形成を支援しつつ、想定される自然災害から点在する集落の安全性の確保を図る。
	金武湾ゾーン	金武湾港湾区域	宜野座(南部),金武町,石川市,具志川市,与那城村,勝連町	B	本島内の3大港湾区域の1つとしての機能の拡充が望まれるが、良好な自然環境も残されているため、これら自然環境の保全も必要である。	残された良好な自然環境の保全を図りつつ、想定される自然災害から集落等の安全性を確保し港湾機能の拡充との共存を図る。
	中城湾ゾーン	中城湾港湾区域	具志川市,勝連町,沖縄市,北中城村,中城村,西原町,与那原町,佐敷町,知念村	C	本島内の3大港湾区域の1つとしての物流・交通等の港湾機能および各種開発プロジェクトが推進されているが、残された自然環境の保全や埋立地背後の水路環境の改善が望まれる。	自然環境を保全しつつ、想定される自然災害から住宅地等の安全性を確保し港湾区域としての物流・交通等の港湾機能の拡充や各開発プロジェクトとの連携を図る。
南部ゾーン	知念崎(中城湾港湾区域南端)～喜屋武岬	知念村,玉城村,具志頭村,糸満市(南部)	A	良好な自然環境が残されているが、近年をリゾート開発も成されるようになってきており、良好な自然環境を保全するとともに、点在する集落で生じている海岸災害の防止が望まれる。	比較的多く残されている良好な自然環境を保全しつつ、地域社会やリゾート開発と調和を図った海岸空間の創出を図る。	
沖 縄 本 島 周 辺	本島周辺離島ゾーン	慶良間列島,久米島,渡名喜島,粟国島,伊江島,伊是名島,伊平屋島	座間味村,渡嘉敷村,久米島町(旧具志川村・仲里村),渡名喜村,粟国村,伊江村,伊是名村,伊平屋村	A	本島に比べて良好な自然環境が残されているものの環境破壊も進んでおり、地域住民の生活のみならず重要な観光資源ともなっている自然環境の保全が望まれる。	良好な自然環境の積極的な保全しつつ、これらを活用した観光・レクリエーション等の適正な利用を図るとともに、地域住民に親しみのある海岸空間の確保に努める。
	大東島ゾーン	北大東島・南大東島	北大東村,南大東村	A	良好な自然環境の保全が望まれるとともに、海岸域の新たな利用が期待される。	良好な自然環境の積極的な保全を図るとともに、港湾・漁港計画と連携して、海岸保全を図る。
宮 古 列 島	宮古島拠点ゾーン	平良港港湾区域	平良市(平良港周辺)	C	地域の観光・リゾート拠点としての整備が望まれる。	地域の観光・リゾート拠点としての沿岸の整備の促進と、ウォーターフロントの整備による賑わい空間の整備を図る。
	宮古島ゾーン	宮古島(以外)	平良市(以外)下地町,上野村,城辺町	A	本島に比べて良好な自然環境が残されているものの環境破壊も進んでおり、地域住民の生活のみならず重要な観光資源ともなっている自然環境の保全が望まれる。	一部にリゾート施設の整備が進むが、自然環境に恵まれた地域であり、自然環境を保全しながら人々の適切な利用を図ることにより、人と海が共生する海岸とする。
	伊良部・多良間島ゾーン	伊良部島,多良間島,水納島	伊良部町,多良間村	A	本島に比べて良好な自然環境が残されているものの環境破壊も進んでおり、地域住民の生活の場となっている自然環境の保全が望まれる。	自然環境に恵まれており、その環境を保全しながら、防災を図る。また、海岸保全施設の再整備を行い自然環境の回復を図る。
八 重 山 列 島	石垣島拠点ゾーン	石垣港港湾区域	石垣市(石垣港周辺)	C	地域の観光・リゾート拠点としての整備が望まれる。	観光リゾート地域として、コースタルリゾート計画を推進するとともに、市民の楽しめる海洋レクリエーションの場として海岸の整備を図る。
	石垣島ゾーン	石垣島(除く)	石垣市(,以外)	A	本島に比べて良好な自然環境が残されているものの環境破壊も進んでおり、地域住民の生活のみならず重要な観光資源ともなっている自然環境の保全が望まれる。	観光資源としても自然環境を保全するとともに、一部リゾート地域としての海岸利用を促進する。
	西表島ゾーン	西表島,鳩間島,小浜島,竹富島,黒島,新城島,波照間島	竹富町	A	県内でも特に貴重な自然環境を有しており、稀少な観光資源となっているこれら自然環境の保全が望まれる。	貴重な自然環境を保護することを最優先する。そのため、既設の海岸構造物の改善などに取り組む。
	与那国島ゾーン	与那国島	与那国町	A	本島に比べて良好な自然環境が残されているものの環境破壊も進んでおり、地域住民の生活の場となっている自然環境の保全が望まれる。	貴重な自然環境を保全するとともに、観光資源としての適切な利用を図る。
尖 閣 諸 島	② 尖閣諸島ゾーン	魚釣島,北小島,南小島,黄尾嶼,赤尾嶼	石垣市(尖閣諸島)	A	無人島であり詳細は不明である。	無人島であり詳細は不明であるが、基本的に国土の保全と自然環境の保全を図る。

[現況特性による海岸タイプ] A:自然環境が多く残されている地域 / B:自然環境が残されているが、人工的な海岸も存在する地域 / C:人工的な海岸が多い地域

(3) 海岸保全施設整備計画

海岸保全施設の整備に関する基本的事項は、別紙「海岸保全施設整備計画書」に示すとおりである。同計画では、「海岸保全施設を整備しようとする区域」「海岸保全施設の種類、規模及び配置等」「海岸保全施設による受益の地域及びその状況」を位置づける。

なお、同計画書で位置づけた事項は概ね10年を目安としているが、背後地を含めた海岸環境の変化や新しい海岸保全対策工法の開発、社会情勢や国民のニーズの変化に応じて適宜見直すこととする。

10 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域については、前項で示したゾーン毎の海岸保全施設整備の方向に則り、市町村及び地域住民の意見を十分聴取した上で、以下の項目に留意して設定することとする。

- ・ 過去の災害実績
- ・ 災害発生の危険度
- ・ 地域住民からの要望
- ・ 関連事業との整合
- ・ 背後地の土地利用状況
- ・ 費用対効果（B/C）

20 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置等については、所要の防護機能を満たすものを原則とし、自然環境や地形特性、背後地の状況、地域住民や海浜利用者のニーズなどを総合的に判断し計画するものとする。

また、特に海岸保全施設の種類については、ゾーン毎の海岸保全施設整備の方向に留意したものとする。

なお「海岸保全施設整備計画書」には、現在事業中の地区においては現計画の海岸保全施設の種類、規模及び配置等を載せ、今後の新規地区については現時点で想定される施設の種類、規模及び配置等を設定し表示している。

ただし新規地区については、今後10年間の事業展開を見据えた上で、事業実施の可能性のある箇所および施設等を掲載しているため、必ずしも事業化されとは限らない。また、事業実施の段階で市町村及び地域住民の意見を十分聴取し、詳細な現地調査及び設計を行った上で施設種類等を最終決定することになるので、当初設定したものから変更があることも考えられる。

35 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

受益の地域は、想定浸水区域及び想定侵食区域とし、その区域内の土地利用状況を整理する。

(4) 海岸環境を積極的に保全する区域

海岸環境を積極的に保全する区域については、市町村及び地域住民の意見を十分聴取した上で、次の3点に留意して設定する。

5

- ① 海岸域に良好な自然が残っている自然海岸
- ② 背後に住宅、耕地等防護対象がない自然海岸
- ③ 前面及び背後に開発計画がない自然海岸

10 なお、海岸環境を積極的に保全する区域については、原則的には護岸等の海岸保全施設等を設置しない区域とする。

ただし、本区域に設定された場合、上記3点や社会的状況等の変化によりやむを得ず海岸保全施設等の設置の必要性が生じてくれば、関係機関と調整の上、海岸保全施設等の設置の可能性もあるものである。

15

海岸環境を積極的に保全する区域は、付表、付図に示すとおりであり、また、その詳細な位置を別紙「海岸保全施設整備計画書」の海岸保全施設整備計画図に示す。

20

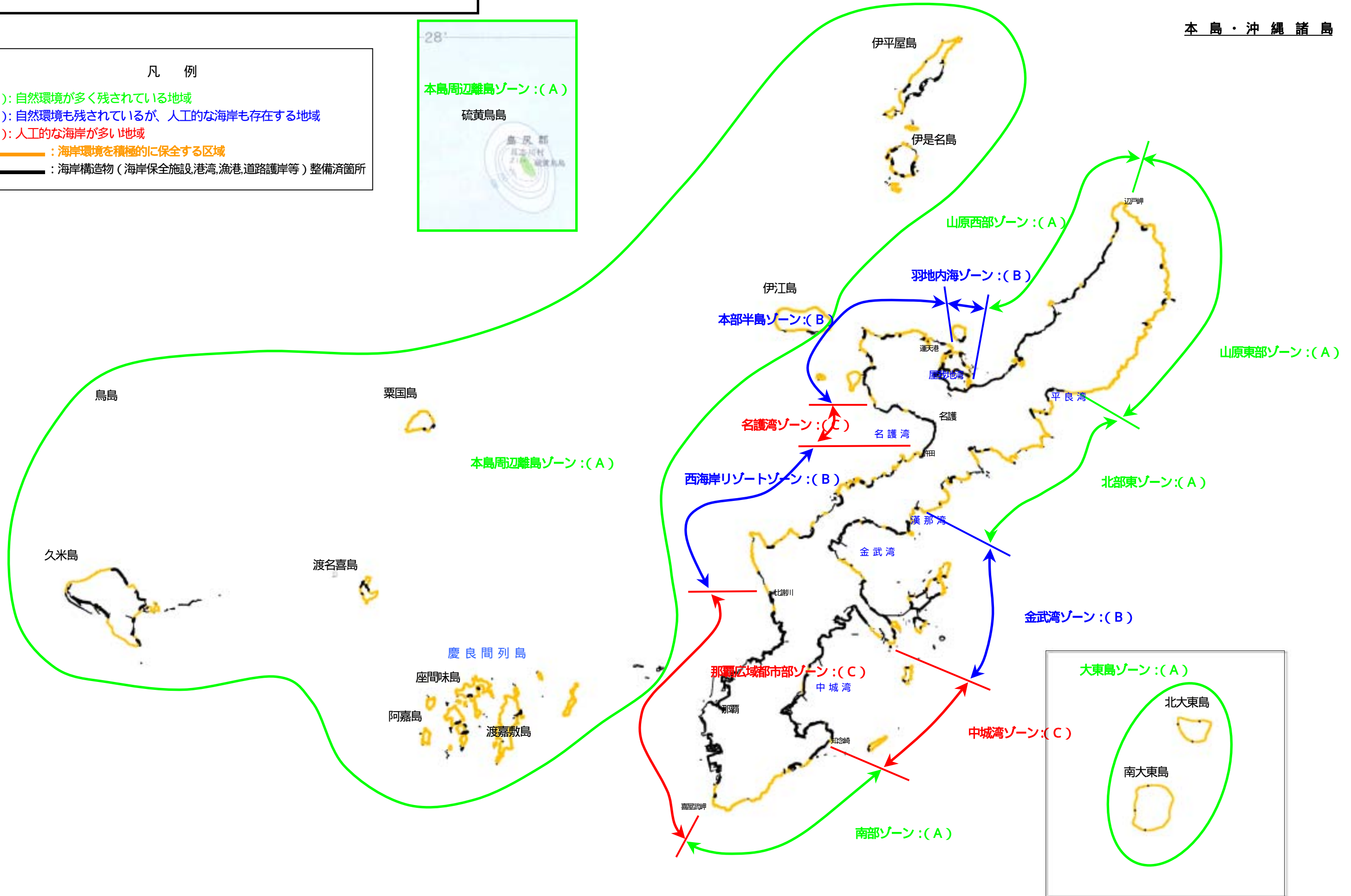
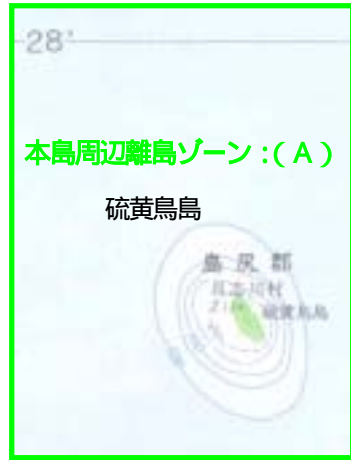
付表 海岸環境を積極的に保全する区域一覧表

市町村名	海岸線延長(km)	海岸環境を積極的に保全する区域の延長(km)	割合(%)	
1	那覇市	27	0	0%
2	浦添市	9	0	0%
3	宜野湾市	7	0	0%
4	北谷町	11	0	4%
5	嘉手納町	3	0	7%
6	読谷村	18	12	64%
7	恩納村	46	21	45%
8	名護市	102	39	39%
9	本部町	36	20	54%
10	今帰仁村	32	16	51%
11	大宜味村	25	4	15%
12	国頭村	78	50	64%
13	東村	30	23	76%
14	宜野座村	12	9	76%
15	金武町	14	5	35%
16	石川市	8	0	3%
17	具志川市	12	4	32%
18	与那城町	38	23	61%
19	勝連町	30	5	16%
20	沖縄市	8	0	0%
21	北中城村	4	0	0%
22	中城村	10	1	10%
23	西原町	9	0	0%
24	与那原町	4	0	0%
25	佐敷町	6	0	0%
26	知念村	19	8	41%
27	玉城村	8	3	37%
28	具志頭村	8	5	67%
29	糸満市	28	12	40%
30	豊見城市	8	0	0%
31	伊江村	24	16	66%
32	伊平屋村	43	27	63%
33	伊是名村	32	20	60%
34	粟国村	17	11	65%
35	久米島町(旧具志川村)	25	8	33%
36	久米島町(旧仲里村)	39	21	53%
37	渡嘉敷村	77	57	74%
38	座間味村	92	72	78%
39	渡名喜村	16	11	68%
40	北大東村	18	17	93%
41	南大東村	21	20	94%
42	平良市	77	48	62%
43	城辺町	35	30	85%
44	上野村	9	8	90%
45	下地町	32	15	48%
46	伊良部町	64	33	52%
47	多良間村	26	22	84%
48	石垣市	184	142	77%
49	竹富町	236	202	85%
50	与那国町	29	25	88%
合計		1748	1062	61%

) 海岸環境を積極的に保全する区域の延長は、km単位での集計であり、数百m単位の場合は0kmと表示されることがある。

海岸環境を積極的に保全する区域〔本島および周辺離島〕

- 凡 例
- (A): 自然環境が多く残されている地域
 - (B): 自然環境も残されているが、人工的な海岸も存在する地域
 - (C): 人工的な海岸が多い地域
 - (黄線): 海岸環境を積極的に保全する区域
 - (黒線): 海岸構造物 (海岸保全施設, 港湾, 漁港, 道路護岸等) 整備済箇所



海岸環境を積極的に保全する区域〔先島諸島（宮古・八重山）〕

凡 例

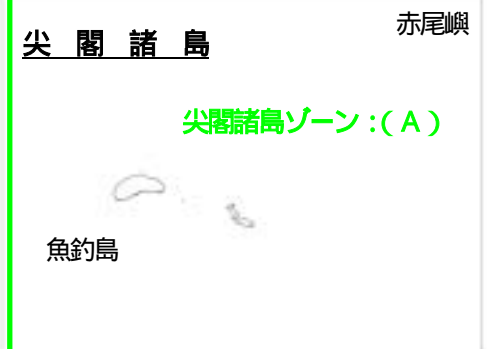
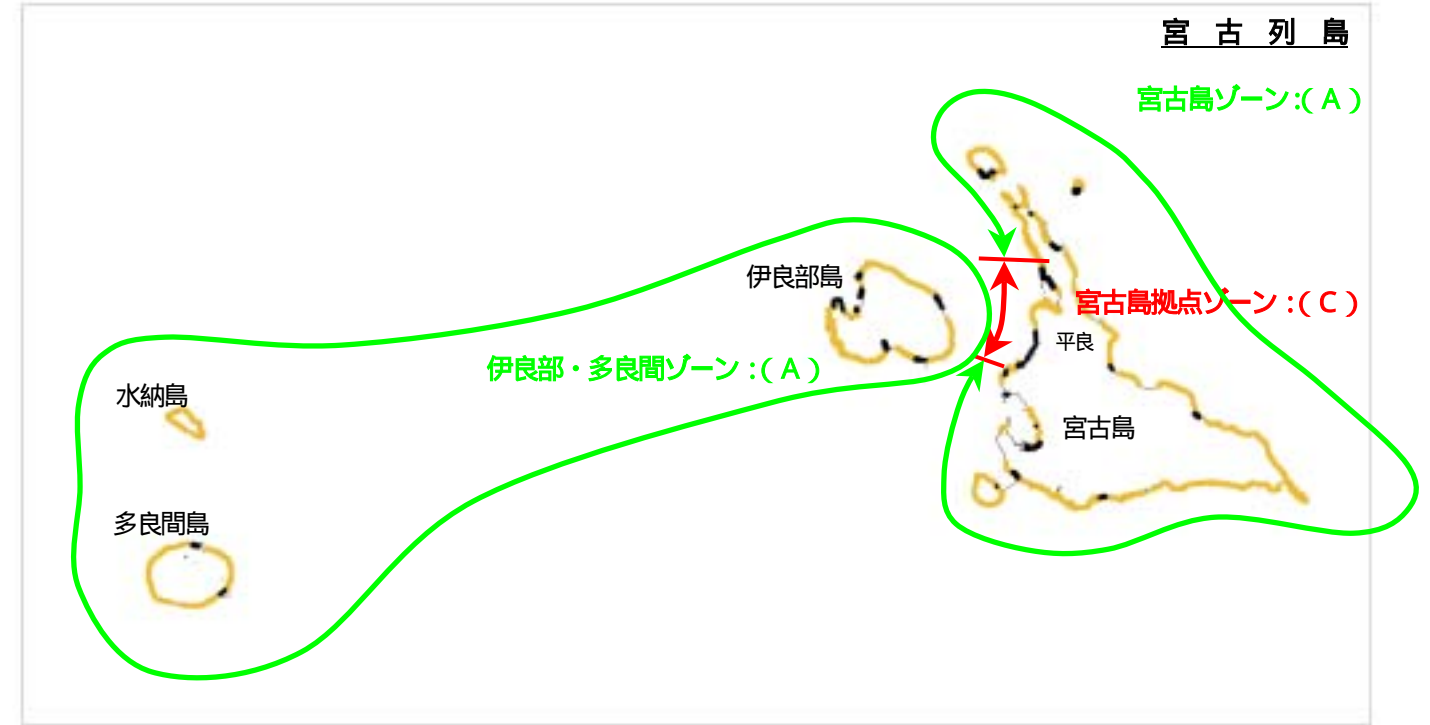
(A): 自然環境が多く残されている地域

(B): 自然環境も残されているが、人工的な海岸も存在する地域

(C): 人工的な海岸が多い地域

— : 海岸環境を積極的に保全する区域

— : 海岸構造物（海岸保全施設、港湾、漁港、道路護岸等）整備済箇所



(5) その他の留意事項

「沖縄らしい海岸保全施設設計の手引き」について

5 海岸保全施設整備においては、高潮・波浪等による被害を減少させることに加え、琉球諸島沿岸の優れた自然環境を適切に保全するとともに、県民の日常的海岸利用及びリゾート計画にも配慮した沖縄らしい海岸保全施設を建設していくことが重要である。

しかし、これまでの海岸保全施設整備においては大方において全国標準的な構造タイプを取り入れてきたため、必ずしも沖縄にふさわしい施設が建設されてきたとはいえない状況にある。

10 そのため、琉球諸島沿岸の海岸特性を踏まえた沖縄県独自の設計指針となる「沖縄らしい海岸保全施設設計の手引き」を作成する。この手引きは、沖縄らしい海岸保全施設の事例収集や構造タイプの提案等により、沖縄にふさわしい海岸保全施設の設計が体系的・理論的に行えるようにするものである。

15 設計外力及び設計手法の統一について

沖縄県においては、護岸天端高等海岸保全施設の構造諸元算定に用いる設計外力（潮位、沖波等）及び設計手法が各海岸管理者によって各々異なって設定されているため、海岸管理者の異なる海岸が隣り合う海岸線では、海岸保全施設の高さや、大きさ等が違う構造物が設置されている場合があり、防護や利用、環境の面で不都合がでる場合がある。

20 そのため、管理者の異なる海岸保全施設が隣接する場合でも、一連の海岸線と捉え、その基本となる設計外力の考え方及び設計手法について統一することで、海岸保全施設の高さや大きさ等構造的統一が図れ、より良い琉球諸島沿岸となり得るものである。

また、各海岸管理者が最新の設計技術や潮位観測等のデータを共有化し、情報を交換し合うことが、海岸保全施設設計の技術的向上にもつながるものと考えられ、特に、地球温暖化に伴う海面上昇と併せて近年話題になっている異常潮位についても、今後の観測監視および現象解明が重要になってくるものと考えられる。

25 このことから沖縄県内の各海岸管理者が協議を行い、一連の海岸線において一体的設計が行われるよう海岸保全施設設計における設計外力と設計手法の統一を図る必要がある。

30

35

40

45

【用語等補足説明】

1. **沿岸**：「沿岸」または「海岸」という用語には、概ね次の3通りの用法がある。①慣用的な用法でもあるが、沿海やそれに接した陸の地帯との両方または後者を漠然と意味する場合。沿岸線(coastline)から、状況によって、海岸段丘の旧汀線、海崖の上端、浜堤・砂丘・潟湖・後背湿地などの背後基盤の出るところまで、あるいは三角江の湾頭までを指す場合。海岸線(shoreline)と沿岸線との細長い地帯を指す場合。日本では ~ のいずれにも、海岸または沿岸の語が、状況によって浜または磯の語が用いられてきた。最近の文献では、とに沿岸(coast)を、に海岸(shore)を用いているが、同時に「海岸」をとの意味にも使用している。ここで、沿岸線は、現海水準の波浪が、陸上で直接に効果的な地形形成作用を果たす限界を結んだ線とされることが多い。しかし、どの程度までをこの作用とするかについては、多くの見解がある。海岸線には、平均海面時または平均低潮時の汀線あるいは大潮時の低潮線などが用いられている。 <地形学辞典>
2. **サンゴ礁**：造礁生物が集積・固結した礁石灰岩が低潮位面またはそれに近い位置まで、海底から高まりをつくり海面付近で防波構造をつくっている地形のこと。サンゴ礁は、炭酸カルシウムを分泌し、波に抗しうる強固な骨格をもった造礁サンゴを主体とする造礁生物から成り、構造的特徴からエプロン礁・裾礁・堡礁・環礁・卓礁・パッチ礁(離礁)に大別される。造礁生物は、造礁サンゴのほか、海藻類・海綿類・有孔虫などがある。 <地形学辞典>
3. **干潟(ヒガタ)**：潮間帯にある砂や泥からなる広く平坦な部分のこと。低潮時には広く露出して、表面にはリップルマーク(漣痕)が発生する。潮位の大きな海岸では、高潮時前後だけ海水をかぶる高位干潟と、低潮時だけ露出する低位干潟がある。潮汐平底ともいう。 <地形学辞典>
4. **海岸**：1. 沿岸を参照のこと。
5. **礁池(しょうち)**：礁湖(しょうこ)のうち、水深の浅い部分のこと。比較的最近になって使われるようになった言葉。「礁湖」とは、サンゴ礁と陸域との間にできる浅く広い海域のこと。厳密な区分はないが、沖縄では「礁池」=イノー とする扱いが増えている。
6. **干瀬(ビシ)**：低潮時に干出する岩礁帯あるいは礁原(しょうげん)のこと。「礁原」とは、海岸から沖波の砕ける部分まで続く平坦面のこと。似たような言葉に板干瀬(いたびし)があり、これは砂浜の波打ち際にサンゴなどの欠片が板を敷きつめたように固まった海浜岩のこと(ビーチロックとも呼ばれ、熱帯~亜熱帯の海岸に10~100年でできる。大宜味村喜如嘉のものは県指定天然記念物。)
7. **ニライカナイ信仰**：海の向こうに神々の国があり、神々が現世を訪れ人々に福を授け、また帰っていく来訪神の信仰のこと。地域によっては、東方の海の彼方にある楽土のことを指すこともある。また、「ぎれーかねー」ということもあり、そこから来訪神がやってきて農作物の豊作をもたらすとともに、共同体の繁栄と住む人たちの健康を招来するという民族祭祀が県内各地にある。
8. **ハマウリ(浜下り)**：サニツと呼ばれる旧暦の3月3日(4月の中旬頃)に、婦女子が浜に下りて身を清めるといふ言い伝えがあるが、一般にはこの頃に家族連れで海辺において潮干狩りなどをして、これらをお供えして無病息災と繁栄を祈る。ハマオリと呼ぶこともある。
9. **アブシバレー(畦払い)**：4月中旬ごろに行う農作物への害虫除けの行事のこと。畦(あぜ)の草を刈り取り、害虫を追い出す神事である。ネズミやイナゴを捕らえ、藁で作った小船に乗せ、ノロ(神役)が供物と一緒に海に流すことによって、豊作祈願をすること。アブシとは田や畑の畦(あぜ)のことで、バレーは払う意である。
10. **ウンジャミ(海神)**：7月ごろ沖縄本島の中部から北部に行われる祭りのこと。ウンジャミをニライカナイから海岸または海の見える場所で迎え、祭りのあと送り出し豊穰を祈願する。国頭村比地や大宜味村塩屋、謝名城、今帰仁村古宇利など、沖縄本島北部から中部にかけて行われている行事である。国頭村比地では盆後初亥の日に行う。小玉杜で門中の代表が神女から酒をいただいた後、アサギ庭でイノシシ狩の模擬儀礼や奥間ノロ殿内での儀礼があり、最後に鏡地の浜でネズミを海へ流す。ウンガミと呼ぶこともある。
11. **海岸保全施設**：本計画では、海岸法のもとに、背後の人命、財産、国土を防護するために築造された施設のこと。沖縄県では、堤防、護岸、消波堤、離岸堤、突堤、養浜工等が築造されている。 <参考資料：海岸関連法例規集>
12. **赤土汚染**：陸地の赤土が雨で海に流出し、堆積し、サンゴや魚貝類、モズク漁に被害を与えること。復帰後顕著になり、海洋博、海邦国体などの大イベント関連工事、山地開発、土地

改良、リゾート造成、米軍演習場からの流出が汚染の原因とされる。

13. **ハーリー**：龍を象った船に若者が乗り、競い合う爬龍船競争のこと。沖縄のいたるところで行われている。500年以上前に中国から伝来し、海の神への豊漁と安全を祈願して行われる。
14. **イザリ**：礁池等で行われる採貝、採藻などのこと。
- 5 15. **特有の動植物**：イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ、イシガキオオトカゲ、ダイトウオオコモリ、リュウキュウマツ、ジュゴン、イルカなどの動植物のこと。
16. **エコツーリズム**：環境観光のこと。地球環境の保護に関心が高まるなかで、旅を通じて、環境保護や自然保護の理解を深めようという考え方であり、環境の保護と地元の経済発展の両立を目指している。このような考え方で企画された旅行をエコツアーと呼ぶ。エコツアーは従来の秘境ツアーやサファリツアーなどと異なり、専門家の同行や、現地の自然保護のボランティアとの交流や実践活動を行うなど、環境問題について考えることに重点が置かれる。沖縄・八重山諸島でのマングローブ植林ツアーなども企画されている。←「イミダス'01」
- 10 17. **観光客**：入域観光客数は平成12年は452.12万人、平成13年は443.34万人であり、平成12年の観光収入は4.149億円に達している。
- 15 18. **明和の大津波**：1771（明和8）年、八重山諸島と宮古諸島で計12,000人の死者が出た大津波。被害はなかった。日本自然災害史上の四大津波の一つであり、津波が標高30m弱まで上がり津波石を多数打ち上げたとされている。八重山地震津波とも呼ばれ、古文書には85mともある。←「日本被害津波総覧」
- 20 19. **チリ津波**：1960年5月22日19時10分（グリニッジ標準時：日本時間5月23日10時10分）に南米のチリ南部沖で発生したM=8.5のチリ地震による津波のこと。日本沿岸では平均して1~2mの最大波となったが、三陸沿岸と奄美~沖縄本島沿岸では4mにも達した。沖縄県内では、沖縄本島をはじめ琉球諸島の各地で1~3mの波高が記録された。特に大きな津波が来襲したのは旧久志村（現在の名護市の一部）で、満潮面から約3.2m、旧羽地村（現在の名護市の一部）で約2.3mであった。石川市やその他中北部の地域では、朝5時30分頃から数回にわたり津波があり、6時30分頃の津波が最も高く、この波によって大きな被害を生じた。←「日本被害津波総覧」
- 25 20. **アダン**：タコノキ科の常緑小高木のこと。海岸地帯に自生し、幹から太い支柱根をタコ足状に多数出し、独特の樹形となる。株には雌、雄の区別があり、雌株はパイナップルに似た集合果をつける。以前は葉を草履、帽子などの材料とした。
- 30 21. **琉球政府**：第2次世界大戦後の沖縄県の呼称。琉球は、中国によって名付けられた沖縄の国名であり、古くは流虬、流求、流鬼、瑠求などと表記されたが（ただし「隋書」の流求は琉球説と台湾説あり）、明史以後は琉球に統一された。琉球国は中国冊封下の王国であったが、1872（明治5）年、明治政府によって琉球藩となり、1979年の琉球処分により沖縄県となった。第2次世界大戦後は、米軍支配下で再び琉球と称され、政府も琉球政府と称し、昭和47年の本土復帰で再び沖縄県となった。
- 35 22. **旧海岸法**：海岸災害から背後の人命、財産、国土を防護するために昭和31年（5月12日公布）に制定された法律のこと。平成12年に改正された現行の海岸法が、「海岸環境の整備及び保全」と「海岸における公衆の適正な利用」を図ることを目的としていることに比べ、防護のみを目的としている点等が異なる。←「参考資料：海岸30年史、海岸関連法例規集」
- 40 23. **各海岸管理者**：ここでは、海岸保全区域を管理する実務者のこと。日本における海岸は、基本的に国有海浜地であり、その管理を都道府県知事が行うこととなっている。沖縄県における実務は、土木建築部の河川課と港湾課、農林水産部の漁港漁場課と農村整備課が担当している。ただし、沖縄県における米軍への提供海域に含まれる海岸については、防衛施設局が管理している。←「参考資料：海岸関連法例規集」
- 45 24. **浜堤**：波によって打上げられた砂礫が、堤状に堆積した地形。比高10cmくらいのものから数mに達するものがあり、波や潮汐の状況によって、発生・消失・変動し、礫浜や砂礫浜に形成されやすい。過去に形成された浜堤が現在はいくぶん内陸側に保存されている例が多く、場所によっては数列あるいはそれ以上並んで浜堤列を構成していることがあり、その間に湿地を挟む。この例は、イギリスのDungenessの内部や日本のオホーツク沿岸等が良く知られている。←「参考資料：地形学辞典」
- 50 25. **環境共生型構造物**：多孔質設計、自然素材の導入、海浜生物生息地のネットワーク化等を踏まえた施設整備等、環境との共生を目指した構造物のこと。
26. **環境基本条例等**：ここでは、環境基本条例、環境影響評価条例、平成14年度策定予定の環境

美化の促進に関する条例（仮称）を指す。

27. **観光リゾート計画等**：県が策定した沖縄県観光振興計画、および、第4次沖縄県観光振興基本計画、ならびに、その他の市町村が策定する観光基本計画のこと。
28. **海岸保全基本方針**：海岸法の第二条の二により、主務大臣によって定められた海岸の保全に関する基本的な方針のこと。←参考資料：海岸法例規集→
29. **一般公共海岸**：改正された海岸法で位置付けられた、海岸保全施設によって防護する必要がなく、従来の海岸法の対象となっていなかった国有海浜地のこと。今後は適正な管理が推進されることとなった。

5

10

琉球諸島沿岸海岸保全基本計画

海岸保全施設整備計画書

- 平成15年4月 -

沖縄県

「琉球沿岸 海岸保全基本計画」 海岸保全施設整備計画表

2003年5月30日発表版

ゾーン	整理番号	図面番号	海岸名	受益の地域		海岸保全施設の規模及び種類		国所管	管理者	保全区域の指定状況	整備状況	再整備	事業内容	整備イメージ
				地域	状況	規模(m)	主な施設の種類							
那覇広域都市部ゾーン	1	水 1	喜屋武漁港海岸01喜屋武地区	糸満市	喜屋武漁港	住宅地、森林、その他	300	護岸・養浜	水産庁	糸満市		新規	高潮	利用に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	2	河 1	豊見城海岸01翁長(与根)地区	豊見城市	豊崎	その他	850	突堤、養浜、便利施設、植栽	河川局	県河川課	×	新規	環境	背後地の防護を図りつつ、隣接する海浜公園等と一体となって海岸利用の促進に資するため、養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	3	河 2	豊見城海岸02瀬長地区	豊見城市	瀬長	その他	300	緩傾斜護岸、突堤、養浜、便利施設、植栽	河川局	県河川課	×	新規	環境	背後地の防護を図りつつ、豊見城村の開発計画等と一体となって海岸利用の促進に資するため、養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	4	港 1	那覇港海岸01三重城地区	那覇市	三重城	住宅地、その他	320	石積護岸、水叩き、植栽	港湾局	那覇市		整備中	高潮	ふるさと海岸整備事業の一環として、環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(植栽)を複合した整備を図る。
	5	港 2	那覇港海岸02若狭地区	那覇市	若狭	商業地、その他	160	傾斜護岸+突堤+養浜	港湾局	那覇市		新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪高潮対策施設の整備をはかる
	6	港 3	那覇港海岸03新港埠頭地区	那覇市	新港埠頭地区	商業地、その他	410(220+190)	護岸	港湾局	那覇市		新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪高潮対策施設の整備をはかる
	7	河 3	浦添海岸01港川地区	浦添市	港川	住宅地、その他	280(40.240)	護岸	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	8	河 4	宜野湾海岸01宇地泊(真志喜)地区	宜野湾市	真志喜	その他	550	護岸、人工リーフ、突堤、養浜、植栽	河川局	県河川課		新規	環境	背後地の防護を図りつつ、隣接する海浜公園等と一体となって海岸利用の促進に資するため、人工リーフや養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	9	河 5	北谷海岸01北前その1地区	北谷町	北前	住宅地、その他	330	堤防	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	10	河 6	北前海岸02北前その2(美浜)地区	北谷町	美浜	その他	900	堤防、突堤	河川局	県河川課	×	新規	環境	背後地の防護を図りつつ、隣接する海浜公園等と一体となって海岸利用の促進に資するため、利用や環境に配慮した保全施設の整備を図る。
	11	河 7	北谷海岸03宮城地区	北谷町	宮城	住宅地、その他	1,450	堤防	河川局	県河川課		新規	高潮	防護を主として波浪・高潮対策施設の整備を図る。(一部海岸利用にも配慮)
	12	河 8	嘉手納海岸01水釜地区	嘉手納町	水釜	住宅地、その他	950	堤防、消波工	河川局	県河川課		新規	高潮	防護を主として波浪・高潮対策施設の整備を図る。(一部海岸利用にも配慮)
西海岸リゾートゾーン	13	河 9	読谷海岸01楚辺地区	読谷村	楚辺	住宅地、その他	490	護岸・養浜	河川局	県河川課	×	新規	高潮・侵食	水産庁所管(都屋漁港海岸)の海岸整備と連携し、利用と環境に配慮して養浜等による面的な保全施設整備を図る。
	14	河 10	読谷海岸04宇座地区	読谷村	宇座	農用地、森林、その他	720	護岸、突堤、養浜、便利施設、植栽	河川局	県河川課		整備中	環境	背後地の防護を図りつつ、読谷村の開発計画等と一体となって海岸利用の促進に資するため、養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	15	農 2	読谷海岸01楚辺地区	読谷村	礎辺	農用地、その他	400	突堤+養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	環境	利用と環境に配慮して海岸環境創造施設及び飛沫対策施設(植栽)の整備を図る。
	16	水 2	都屋漁港海岸01都屋地区	読谷村	都屋漁港	その他	180	護岸・防潮林・養浜	水産庁	県漁港漁場課	×	新規	侵食	区域内の河川局所管(読谷海岸楚辺地区)の海岸整備と連携し、利用と環境に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)及び飛沫対策施設(防潮林)の整備を図る。
	17	河 11	恩納海岸03山田(久良波)地区	恩納村	久良波	その他	650	護岸、突堤、養浜	河川局	県河川課	×	新規	侵食	利用と環境に配慮して養浜等による保全施設の整備を図る。
	18	河 12	恩納海岸04仲泊地区	恩納村	仲泊	住宅地、農用地、その他	500	護岸	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	19	河 13	恩納海岸05富着地区	恩納村	富着	住宅地、農用地、その他	890	護岸、人工リーフ	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフ等による面的な保全施設の整備を図る。
	20	河 14	恩納海岸06屋嘉田(谷茶)地区	恩納村	谷茶	住宅地、農用地、その他	980	護岸、人工リーフ、突堤、養浜	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフや養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	21	河 44	恩納海岸07屋嘉田(南恩納)地区	恩納村	恩納	住宅地、農用地、その他	2,700	護岸、突堤、養浜	河川局	県河川課		新規	環境	国定公園にふさわしい海岸風景の復元・創出と、オカヤドカリの生息等にも配慮した保全施設、便利施設の整備を図る。
	22	河 15	恩納海岸08熱田(安富祖)地区	恩納村	安富祖	住宅地、農用地、森林	660	護岸、人工リーフ	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフ等による面的な保全施設の整備を図る。
	23	農 39	恩納海岸03安富祖地区	恩納村	安富祖	農用地、その他	200	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課		新規	侵食	環境に配慮して漂砂制御施設の整備をはかる。(河口部閉塞あり)
	24	河 16	恩納海岸09名嘉真地区	恩納村	名嘉真	住宅地、農用地、森林	410	人工リーフ	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフ等による面的な保全施設の整備を図る。
	25	農 3	恩納海岸02瀬良垣地区	恩納村	瀬良垣	農用地	195	自然石護岸+突堤+養浜+樋門	農村振興局	県農村整備課		整備中	高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	26	河 17	恩納海岸10伊武部(喜瀬)地区	名護市	喜瀬	その他	420	護岸	河川局	県河川課		新規	環境	背後地の防護を図りつつ、周辺リゾート整備等と一体となって海岸利用の促進に資するため、利用にも配慮した保全施設の整備を図る。
名護湾ゾーン	27	河 18	名護海岸02喜瀬その2(許田)地区	名護市	許田	その他	440	人工リーフ、突堤、養浜、便利施設、植栽	河川局	県河川課	×	新規	環境	背後地の防護を図りつつ、隣接する「道の駅」等と一体となって海岸利用の促進に資するため、人工リーフや養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	28	河 19	名護海岸03東江地区	名護市	東江	住宅地、その他	580	護岸、人工リーフ、突堤、養浜	河川局	県河川課		整備中	高潮	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフや養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	29	河 20	名護海岸06屋部地区	名護市	屋部	住宅地、その他	600	護岸	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	30	河 21	名護海岸08安和地区	名護市	安和	住宅地、その他	400	人工リーフ	河川局	県河川課		新規	高潮	背後の道路整備と連携し、環境や景観に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	31	水 3	名護漁港海岸01東江地区	名護市	名護漁港	商業地	450	護岸・防潮林	水産庁	県漁港漁場課		整備中	高潮	隣接する河川局所管(名護海岸東江地区)の海岸整備と連携し、防護を主として波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	32	水 4	名護漁港海岸02港地区	名護市	名護漁港	その他	200	護岸・防潮林・養浜・人工リーフ	水産庁	県漁港漁場課	×	新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
本部半島ゾーン	33	河 22	本部海岸07具志堅地区	本部町	具志堅	住宅地	360	護岸	河川局	県河川課	×	新規	高潮	利用や環境及び景観に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	34	港 4	浜崎港海岸01浜崎地区	本部町	浜崎	住宅地、その他	500	自然石傾斜護岸+離岸堤+養浜	港湾局	県港湾課		新規	高潮	隣接する水産庁(浜崎港海岸)の海岸整備と連携し、環境・利用に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の再整備を図る。
	35	港 32	水納港(本部)海岸01水納地区	本部町	水納	その他	83	潜堤+養浜	港湾局	県港湾課		整備中	侵食	環境・利用に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備を図る。
	36	水 5	浜崎漁港海岸01浜崎地区	本部町	名護漁港	住宅地、その他	200	護岸・人工リーフ	水産庁	本部町		新規	高潮	隣接する港湾局所管(浜崎港海岸)の海岸整備と連携し、防護を主として波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	37	水 6	新里漁港海岸01新里地区	本部町	新里漁港	住宅地、森林、その他	240	護岸・突堤・人工リーフ	水産庁	本部町		新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	38	農 4	今帰仁海岸07親泊地区	今帰仁村	親泊	農用地	995	養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	環境	利用と環境に配慮して海岸環境創造施設の整備を図る。
	39	農 5	今帰仁海岸03運天地区	今帰仁村	運天	農用地、その他	400	自然石護岸+突堤+養浜	農村振興局	県農村整備課		整備中	侵食・環境	隣接する水産庁所管(運天漁港海岸)の海岸整備と連携し、環境に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備を図る。

「琉球沿岸 海岸保全基本計画」 海岸保全施設整備計画表

2003年5月30日発表版

ゾーン	整理番号	図面番号	海岸名	受益の地域		海岸保全施設の規模及び種類		国所管	管理者	保全区域の指定状況	整備状況	再整備	事業内容	整備イメージ
				地域	状況	規模(m)	主な施設の種類							
羽地内海ゾーン	40	水 7	運天漁港海岸01運天地区	今帰仁村	運天漁港	住宅地、その他	280	護岸・養浜・突堤	水産庁	今帰仁村		新規	侵食	利用と環境に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備を図る。
	41	港 5	運天港海岸02湧川地区	今帰仁村	湧川	農用地、住宅地、その他	200	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規	高潮	利用に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	28	港 6	運天港海岸03済井出地区	名護市	済井出	住宅地、その他	440	自然石傾斜護岸+養浜+飛沫防止帯+突堤	港湾局	県港湾課		新規	高潮	環境・利用に配慮した波浪・高潮対策施設と飛沫対策施設(植栽)を複合した整備を図る。
	42	港 7	運天港海岸04仲尾地区	名護市	仲尾	農用地、住宅地、その他	400	緩傾斜階段式(石張り)護岸	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	鳥獣保護区であることから環境に配慮した波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	43	港 8	運天港海岸05屋我地区	名護市	饒平名	農用地、住宅地、その他	1,107	緩傾斜階段ブロック式護岸	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	鳥獣保護区であることから環境に配慮した波浪・高潮対策施設の整備を図る。またマングローブの生息に留意する。
	44	水 8	仲尾次漁港海岸01仲尾次地区	名護市	仲尾次漁港	住宅地、その他	150	護岸・防風林・養浜・突堤	水産庁	名護市	○	新規	高潮	隣接する河川局所管(名護海岸仲尾次地区)の海岸と調整し、利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設(+防風林)の整備を図る。
山原西部ゾーン	45	河 23	名護海岸15稲嶺地区	名護市	稲嶺	住宅地、農用地、その他	1,010	突堤・養浜・人工リーフ	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフや養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	46	河 24	名護海岸19源河地区	名護市	源河	住宅地、農用地、その他	410	突堤・人工リーフ	河川局	県河川課	×	新規	高潮	道路事業と連携し、環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	47	農 7	名護海岸06稲嶺地区	名護市	稲嶺	農用地、その他	620	自然石護岸+養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	高潮・環境	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	48	河 25	大宜味海岸01津波地区	大宜味村	津波	住宅地、農用地、その他	1,100	人工リーフ・突堤・養浜	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフや養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	49	河 26	大宜味海岸02根路銘地区	大宜味村	根路銘	住宅地、農用地、その他	1,400	人工リーフ・突堤・養浜	河川局	県河川課		整備中	高潮	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフや養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	50	河 27	国頭海岸01浜地区	国頭村	浜	住宅地、農用地、その他	320	人工リーフ・突堤・養浜・植栽	河川局	県河川課		整備中	高潮	隣接する水産庁所管(国頭浜漁港海岸)及び農村振興局所管(国頭浜海岸)の海岸整備と連携し、利用や環境及び景観に配慮して人工リーフや養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	51	河 28	国頭海岸05謝敷地区	国頭村	謝敷	住宅地、農用地、その他	260	人工リーフ	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	背後の道路整備と連携し、利用や環境及び景観に配慮して人工リーフ等による面的な保全施設の整備を図る。
	52	河 29	国頭海岸06佐手地区	国頭村	佐手	住宅地、森林、農用地、その他	670	人工リーフ	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	背後の道路整備と連携し、利用や環境及び景観に配慮して人工リーフ等による面的な保全施設の整備を図る。
	53	河 30	国頭海岸07宇嘉地区	国頭村	宇嘉	住宅地、森林、その他	260	人工リーフ	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	背後の道路整備と連携し、利用や環境及び景観に配慮して人工リーフ等による面的な保全施設の整備を図る。
	54	農 8	国頭海岸03浜地区	国頭村	浜	農用地、住宅地	550	突堤+養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	侵食・環境	国頭村のEコマース事業、隣接する水産庁所管(国頭浜漁港海岸)、河川局所管(国頭村海岸浜地区)の海岸整備と連携し、環境に配慮して漂砂制御施設及び海岸環境創造施設の整備を図る。
	55	農 9	国頭海岸02辺土名地区	国頭村	辺土名	農用地、住宅地	200	自然石護岸+養浜+人工リーフ+樅門+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規	侵食	隣接する水産庁所管(辺土名漁港海岸)及び河川局所管(国頭海岸奥間・辺土名・伊地地区)の海岸と調整し、環境に配慮して漂砂制御施設の整備を図る。
	56	水 9	国頭浜漁港海岸01国頭浜地区	国頭村	国頭浜漁港	その他	210	護岸・防風林・養浜・突堤・潜堤	水産庁	国頭村		整備中	高潮	隣接する河川局所管(国頭海岸浜地区)の海岸整備と調整し、利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防風林)を複合した整備を図る。
北部東ゾーン	57	農 10	国頭海岸05安田地区	国頭村	安田	農用地、住宅地	500	自然石護岸+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規	高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	58	河 42	国頭海岸09楚洲岸2	国頭村	楚洲	住宅地、その他	300	人工リーフ・護岸	河川局	県河川課		新規	高潮	背後地の防護を主として波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	59	水 25	安田漁港海岸安田地区	国頭村	安田漁港	学校、住宅地、農用地	420	離岸堤・突堤	水産庁	県漁港漁場課		新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防風林)を複合した整備を図る。
	60	農 11	東海岸01慶佐次地区	東村	慶佐次	農用地	300	自然石護岸+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規	高潮・侵食	環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。(侵食対策についても検討)
	61	水 10	東漁港海岸01東地区	東村	東漁港	住宅地、その他	450	護岸・防風林・養浜・突堤・潜堤	水産庁	東村	×	新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防風林)を複合した整備を図る。
	62	河 31	名護海岸18嘉陽地区	名護市	嘉陽	農用地、住宅地、その他	500	護岸	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	利用や環境に配慮した保全施設整備を図る。
	63	水 11	汀間漁港海岸01汀間地区	名護市	汀間漁港	住宅地、その他、森林	250	護岸・防風林・養浜・突堤・潜堤	水産庁	県漁港漁場課	○	新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防風林)を複合した整備を図る。
	64	水 12	辺野古漁港海岸01辺野古地区	名護市	辺野古漁港	米軍基地	310	護岸	水産庁	名護市		整備中	公有	防護を主として波浪・高潮対策施設の整備を図る。
金武湾ゾーン	65	河 32	宜野座海岸01湯原(松田)地区	宜野座村	松田	住宅地、森林、農用地	680	護岸・突堤・養浜	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	利用や環境に配慮して養浜等による面的な保全施設整備を図る。
	66	農 12	宜野座海岸02宜野座地区	宜野座村	宜野座	農用地	450	自然石護岸+養浜+人工リーフ+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規	高潮・環境	区域内の水産庁所管(宜野座漁港海岸)の海岸と調整し、利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	67	水 13	漢那漁港海岸01漢那地区	宜野座村	漢那漁港	住宅地、その他	125	護岸・突堤・養浜	水産庁	宜野座村	○	新規	高潮	隣接する港湾局所管(金武湾海岸漢那地区)の海岸整備と連携し、利用に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	68	港 9	金武湾海岸01漢那地区	宜野座村	漢那	住宅地、その他	320	傾斜護岸+突堤+養浜+飛沫防止帯	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	隣接する水産庁所管(漢那漁港海岸)の海岸整備と連携し、ふるさと海岸整備事業として隠れ護岸と養浜、飛沫防止帯により環境・利用に配慮した自然的海岸の雰囲気を残した海岸整備を行っていく。
	69	港 10	金武湾海岸03屋嘉地区-屋嘉	金武町	伊芸	住宅地、農用地、その他	900	自然石緩傾斜式護岸+突堤+養浜+飛沫防止帯+離岸堤	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	ふるさと海岸整備事業の一環として金武町の海浜公園計画と連携し、護岸・養浜・飛沫防止帯(植栽)を複合することにより利用と環境に配慮した海岸整備を行う。
	70	港 44	金武湾海岸06金武地区	金武町	キンバル	住宅地、工業地、農用地、その他(返還地)	1,500	傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規	高潮	環境・利用に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	71	港 45	金武湾海岸07屋慶名地区	金武町	屋慶名	住宅地、農用地、その他	624	傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規	高潮	環境・利用に配慮して波浪・高潮対策施設の再整備を図る。
	72	港 11	金武湾海岸03屋嘉地区-チヨ原・伊地田原	金武町	屋嘉	住宅地、農用地、その他	620	自然石傾斜式護岸+突堤+養浜+飛沫防止帯+潜堤	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	ふるさと海岸整備事業の一環として、利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(植栽)を複合した整備を図る。
	73	港 12	金武湾海岸03屋嘉地区-村内原	金武町	屋嘉	住宅地、農用地、その他	650	緩傾斜護岸+突堤+養浜+飛沫防止帯	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	ふるさと海岸整備事業の一環として金武町の海浜公園計画と連携し、護岸・養浜・飛沫防止帯(植栽)を複合することにより利用と環境に配慮した海岸整備を行う。
	74	港 13	金武湾海岸05具志川地区-宇堅	具志川市	宇堅	農用地、住宅地、その他	486	緩傾斜階段ブロック式護岸+突堤+養浜+植栽+管理棟+離岸堤	港湾局	県港湾課		整備中	環境	快適な海浜利用を図るため、階段式護岸・養浜・植栽・利便施設等の整備を行う。
	75	港 14	金武湾海岸05具志川地区-具志川	具志川市	具志川	農用地、住宅地、その他	600	緩傾斜階段ブロック式護岸+自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	環境・利用に配慮した波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	76	港 15	金武湾海岸10伊計地区	与那城町	伊計	住宅地、農用地、その他	200	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	環境・利用に配慮した波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	77	港 16	金武湾海岸11宮城地区-池味	与那城町	池味	住宅地、農用地、その他	185	自然石緩傾斜護岸	港湾局	県港湾課	×	新規	高潮	環境・利用に配慮した波浪・高潮対策施設の整備を図る。

「琉球沿岸 海岸保全基本計画」 海岸保全施設整備計画表

2003年5月30日発表版

ゾーン	整理番号	図面番号	海岸名	受益の地域		海岸保全施設の規模及び種類		国所管	管理者	保全区域の指定状況	整備状況	再整備	事業内容	整備イメージ
				地域	状況	規模(m)	主な施設の種類							
金武湾ゾーン	78	港 46	金武湾海岸11宮城地区一桃原	与那城町 桃原	住宅地、農用地、その他	250	自然石緩傾斜護岸	港湾局	県港湾課	×	新規		高潮	環境・利用に配慮した波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	79	農 13	金武湾海岸05伊計地区	与那城町 伊計	農用地	600(250+350)	護岸	農村振興局	県農村整備課		整備中		侵食	環境に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備を図る。
	80	農 14	金武湾海岸06浜比嘉地区	勝連町 浜比嘉	農用地、住宅地	400	自然石護岸+養浜+人工リーフ	農村振興局	県農村整備課	×	新規		高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
中城湾ゾーン	81	農 15	中城湾海岸01平安名地区	勝連町 平安名	農用地	1000(650.350)	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課	×	新規		侵食	区域内の港湾局所管(中城湾海岸平安名地区)の海岸と調整し、環境に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備を図る。
	82	港 17	中城湾海岸02具志川地区-豊原	具志川市 豊原	住宅地、農用地、その他	3,500	石積護岸+遊歩道+植栽	港湾局	県港湾課		新規		環境	中城湾港新港地区埋め立てにより水路部となった区間について、利用と環境(景観)に配慮した海岸保全施設の整備を図る。(既設護岸再整備、水叩き整備)
	83	港 18	中城湾海岸03泡瀬地区	沖繩市 泡瀬	住宅地、その他	560	自然石緩傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規		高潮	泡瀬地区埋め立て整備と連携し、環境(景観)・利用に配慮した海岸保全施設へと再整備を図る。(既設護岸再整備、消波ブロックの移設)
	84	港 19	中城湾海岸05中城地区-久場	中城村 久場	商業業務地、住宅地、農用地	1,000	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課	×	新規		高潮	環境・利用に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	91	港 20	中城湾海岸05中城地区-泊	中城村 泊~添石	商業業務地、住宅地、農用地	1,068	緩傾斜階段ブロック式護岸+緩傾斜自然石護岸	港湾局	県港湾課		整備中		高潮	隣接する農村振興局所管(中城湾海岸浜地区)の海岸整備と連携し、防護を主として波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	85	港 21	中城湾海岸05中城地区-屋宜	中城村 当間~安里	住宅地、農用地、その他	500	緩傾斜護岸+突堤+養浜+飛沫防止帯	港湾局	県港湾課		整備中		高潮	E・コースト事業の一環として、丘ヤドカリの生息に配慮した海岸の整備を図る。
	86	港 22	中城湾海岸05中城地区-南浜	中城村 南浜	住宅地、農用地、その他	70	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課	×	新規		高潮	環境・利用に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	87	農 16	中城湾海岸04浜地区	中城村 浜	農用地	394	自然石護岸+突堤+養浜+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規		環境	隣接する港湾局所管(中城湾海岸中城地区-泊)の海岸整備と連携し、利用に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	88	港 23	中城湾海岸06与那原地区-伊利原	与那原町 与那原	住宅地	465	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規		環境	西原町・与那原町のマリタックプロジェクトにより水路部となった区間について、環境・利用に配慮した海岸保全施設の整備を図る。(既設護岸再整備、水叩き整備)
	89	港 24	中城湾海岸06与那原地区-与那原・仲島	与那原町 上与那原	住宅地	1,315(515+800)	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規		環境	マリタックプロジェクトにより水路部となった区間について、与那原町の町同事業と連携し環境・利用に配慮した海岸保全施設の整備を図る。
	90	港 25	中城湾海岸06与那原地区-板良敷	与那原町 板良敷	住宅地、農用地、その他	1,170	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課		整備中		高潮	いきいき海の子浜づくり事業の一環として、与那原町の町道整備と連携し、環境・利用に配慮して海岸保全施設の整備を図る。
	91	水 14	当添漁港海岸01当添地区	与那原町 当添漁港	住宅地、その他	100	護岸・防潮林	水産庁	県漁港漁場課		新規		高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	92	港 26	中城湾海岸07佐敷地区-佐敷	佐敷町 津波古	その他	800	緩傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規		高潮	佐敷町の海浜公園計画と連携し、利用と環境に配慮した波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(植栽)を複合した整備を図る。
	93	港 27	中城湾海岸07佐敷地区-仲伊保	佐敷町 仲伊保	その他	200	緩傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規		高潮	佐敷町の海浜公園計画と連携し、利用と環境に配慮した波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(植栽)を複合した整備を図る。
	94	農 17	中城湾海岸05佐敷地区	佐敷町 佐敷	農用地、その他	450	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課		新規		高潮	佐敷町のマリタックプロジェクトと連携し、環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。(トガハヒの生息に留意)
	95	水 15	海野漁港海岸01海野地区	知念村 海野漁港	住宅地、その他	100	護岸・防潮林・養浜・人工リーフ	水産庁	県漁港漁場課		新規		高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	96	水 16	久高漁港海岸01久高地区	知念村 久高漁港	森林、その他	120	護岸・養浜・突堤・休憩所・広場	水産庁	知念村	×	新規		環境	利用に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
97	港 28	中城湾海岸10安座真地区-安座真	知念村 知名~安座真	住宅地、農用地、その他	1,140	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課		整備中		高潮	知念村の道路整備と連携し、利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。	
98	港 29	中城湾海岸10安座真地区-久手堅	知念村 久手堅	農用地、住宅地、その他	445	自然石傾斜護岸	港湾局	県港湾課	×	新規		高潮	環境・利用に配慮した海岸保全施設の再整備を図る。	
99	港 47	中城湾海岸11平安名地区	勝連町 平安名	農用地、その他	2,215	傾斜護岸	港湾局	県港湾課		新規		高潮	環境・利用に配慮して波浪・高潮対策施設の再整備を図る。	
100	港 30	中城湾海岸01徳仁地区	知念村 久高	その他	200	養浜+離岸堤	港湾局	県港湾課		新規		侵食	E・コースト事業の一環として、隣接する水産庁所管(久高漁港海岸)の海岸整備と連携し、利用と環境に配慮して漂砂制御施設及び飛沫対策施設(植栽)を複合した整備を図る。(イラブー、ヤシガニの生息に留意)	
南部ゾーン	101	農 18	知念海岸01知念地区	玉城村・知念村 知念	農用地、その他	1,000	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課		新規		高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	102	河 33	玉城海岸01百名地区	玉城村 百名	農用地、住宅地	450	緩傾斜護岸、突堤、養浜	河川局	県河川課		新規		高潮	利用や環境に配慮して養浜等による面的な保全施設整備を図る。
	103	農 1	糸満海岸01米須地区	糸満市 米須	農用地	300	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課		新規		侵食	環境に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備を図る。
本島周辺離島ゾーン	76	水 20	具志漁港海岸01具志地区	伊江村 具志漁港	住宅地、その他	60	護岸・防潮林	水産庁	伊江村	×	新規		高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	104	水 18	儀間漁港海岸01儀間地区	久米島町(旧仲里村) 儀間漁港	住宅地、その他	215	護岸・防潮林・人工リーフ	水産庁	仲里村		新規		高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	105	農 22	具志川海岸01仲泊・清水地区	久米島町(旧具志川村) 仲泊・清水	農用地、その他	2,000	自然石護岸+突堤+養浜+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規		高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	106	水 19	鳥島漁港海岸01鳥島地区	久米島町(旧具志川村) 鳥島漁港	住宅地、その他	470	護岸・離岸堤・防潮林・突堤	水産庁	具志川村		整備中		高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	107	水 21	阿嘉漁港海岸01阿嘉地区	座間味村 阿嘉漁港	住宅地、その他	410	護岸・養浜・離岸堤・防潮林・突堤	水産庁	座間味村		新規		高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	108	港 39	安護後の浦港海岸01阿佐地区	座間味村 阿佐	住宅地、農用地、森林、その他	320	突堤+養浜+飛沫防止工	港湾局	県港湾課		新規		侵食	環境・利用に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備を図る。
	109	農 20	粟国海岸01粟国地区	粟国村 粟国	農用地、森林	1,200	自然石護岸+突堤+養浜+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規		高潮・環境	隣接する粟国漁港と調整し、利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	110	港 31	仲田港海岸01仲田地区	伊是名村 仲田	住宅地、農用地、その他	600	緩傾斜護岸+突堤+養浜	港湾局	県港湾課	×	新規		侵食	環境・利用に配慮して波浪・高潮対策施設の再整備を図る。
	111	農 19	伊是名海岸04内花地区	伊是名村 内花	農用地、森林	950	自然石護岸+突堤+養浜+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規		高潮・環境	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	112	水 17	伊是名漁港海岸01伊是名地区	伊是名村 伊是名漁港	住宅地、その他	300	護岸・防潮林	水産庁	伊是名村		新規		高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	113	農 36	伊平屋海岸	伊平屋村 西島尻	農用地、その他	200	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課		新規		侵食	環境に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備をはかる。
114	農 37	伊平屋海岸	伊平屋村 島尻	農用地、その他	200	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課		新規		高潮・侵食	環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。侵食対策検討	
115	農 21	波名喜海岸01東地区	波名喜村 東	農用地、その他	450	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課		新規		高潮・環境	隣接する河川局所管(波名喜海岸東地区)の海岸と調整し、利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。	
宮古地点	116	港 34	平良港海岸02トリパー地区	平良市	住宅地、農用地、その他	110	傾斜護岸+植栽	港湾局	平良市		新規		環境	利用と環境に配慮して護岸と養浜の再整備を行うとともに海岸利用利便施設の整備を図る。
	117	港 35	平良港海岸03バイナガマ地区	平良市	住宅地、農用地、その他	280	傾斜護岸+東屋+植栽	港湾局	平良市		新規		環境	利用と環境に配慮して飛砂/飛沫対策施設の複合的な再整備を図る。

「琉球沿岸 海岸保全基本計画」 海岸保全施設整備計画表

2003年5月30日発表版

ゾーン	整理番号	図面番号	海岸名	受益の地域		海岸保全施設の規模及び種類		国所管	管理者	保全区域の指定状況	整備状況	再整備	事業内容	整備イメージ
				地域	状況	規模(m)	主な施設の種類							
宮古島ゾーン	118	水 22	博愛漁港海岸01宮国地区	上野村・城辺町	博愛漁港	農用地、その他	150	護岸・養浜・突堤・休憩所・広場	水産庁	県漁港漁場課		整備中	環境	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	119	港 33	来間前浜海岸01来間前浜地区	下地町	前浜	農用地、その他	450	突堤+潜堤+養浜	港湾局	県港湾課		新規	侵食	環境・利用に配慮して漂砂制御施設の再整備を図る。
	120	河 34	下地海岸02与那覇地区	下地町	与那覇	住宅地、農用地	630	護岸	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境及び景観に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	121	農 38	下地海岸	下地町	与那覇	農用地、その他	300	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課	×	新規	侵食	環境に配慮して漂砂制御施設(侵食対策)の整備をはかる。
	122	農 23	下地海岸05内浜地区	下地町	内浜	農用地、森林、その他	1,150	階段式護岸	農村振興局	県農村整備課		整備中	高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	123	農 24	下地海岸04前浜地区	下地町	前浜	農用地、森林、その他	850	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課		整備中	高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	124	農 26	城辺海岸01長北地区	城辺町	長北	農用地、森林	750	自然石護岸+人工リーフ+養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	環境	利用と環境に配慮して海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	125	農 27	城辺海岸05保良地区	城辺町	保良	農用地、森林	800	養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	環境	利用と環境に配慮して漂砂制御施設の整備を図る。
	126	河 35	平良海岸04池間地区	平良市	前里～池間	住宅地、農用地	490(110.380)	離岸堤、人工リーフ	河川局	県河川課		整備中	高潮	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフ等による面的な保全施設整備を図る。
	127	河 36	平良海岸01島尻地区	平良市	島尻	その他	500	突堤、人工リーフ	河川局	県河川課		新規	侵食	利用や環境及び景観に配慮して人工リーフ等による面的な保全施設整備を図る。
	128	農 25	平良海岸01松原地区	平良市	松原	農用地、森林	600	自然石護岸+植栽	農村振興局	県農村整備課		整備中	高潮	環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛沫対策施設を複合した整備を図る。
	伊良部・多良間	129	港 36	長山海岸01伊良部地区-渡口	伊良部町	渡口	農用地、その他	410	潜堤+養浜+飛沫防止帯	港湾局	県港湾課		新規	環境
130		農 28	伊良部海岸01佐和田地区	伊良部町	佐和田	農用地、森林	600	自然石護岸+養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	環境	隣接する水産省所管(佐和田漁港海岸)の海岸と調整し、利用と環境に配慮して海岸環境の創造施設の整備を図る。
131		港 38	前泊港(多良間)海岸01前泊地区	多良間村	前泊	住宅地、農用地、その他	350	突堤+養浜	港湾局	県港湾課	○	整備中	侵食	利用と環境に配慮して突堤及び養浜(侵食対策)による再整備を図る。
132		港 37	水納港(多良間)海岸01水納地区	多良間村	水納	住宅地、農用地、その他	400	突堤+養浜	港湾局	県港湾課		整備中	侵食	E・ユース事業の一環として海ガメの生息に配慮した突堤及び養浜(侵食対策)の整備を図る。
石垣島ゾーン	133	水 23	石垣漁港海岸01石垣地区	石垣市	石垣漁港	住宅地	600	護岸・離岸堤・防潮林・突堤	水産庁	県漁港漁場課		整備中	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び飛砂/飛沫対策施設(防潮林)を複合した整備を図る。
	134	河 37	石垣海岸01大浜地区	石垣市	大浜	住宅地	580	護岸、突堤、養浜	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境に配慮して養浜等による面的な保全施設整備を図る。
	135	河 38	石垣海岸04伊野田地区	石垣市	伊野田	住宅地、農用地、その他	100	護岸、突堤、養浜	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境に配慮して養浜等による面的な保全施設整備を図る。
	136	農 29	石垣海岸02赤崎地区	石垣市	赤崎	農用地、森林	600	自然石護岸+養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	137	農 30	石垣海岸03川平ヨーン海岸	石垣市	川平ヨーン	農用地、森林	1600(550.1,050)	自然石護岸+養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	138	農 31	石垣海岸16礎辺地区	石垣市	礎辺	農用地、住宅地、その他	1,150	自然石護岸+突堤+養浜	農村振興局	県農村整備課		新規	高潮・環境	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	139	河 43	石垣海岸17米原地区	石垣市	米原	住宅地、農用地、その他	700	人工リーフ、石積護岸	河川局	県河川課	×	新規	侵食	キャンプ場であることから、利用や環境に配慮した面的な保全施設整備を図る。
	140	農 35	石垣海岸	石垣市	崎枝	農用地、その他	300	自然石護岸	農村振興局	県農村整備課	×	新規	高潮、侵食	利用と環境に配慮して波浪高潮対策施設の整備をはかる。
西表島ゾーン	141	河 39	竹富海岸05祖納地区	竹富町	祖納	住宅地、その他	330	護岸、養浜、突堤	河川局	県河川課		新規	高潮・侵食	隣接する港湾局所管(祖納港海岸祖納地区)及び農村振興局所管(竹富海岸と那田地区)の海岸整備と連携し、利用や環境に配慮して養浜等による面的な保全施設の整備を図る。
	142	河 40	竹富海岸18鳩間地区	竹富町	鳩間	住宅地、その他	340	護岸	河川局	県河川課		新規	高潮	利用や環境及び景観に配慮した波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	143	港 40	祖納港(竹富)海岸01祖納地区	竹富町	祖内	住宅地、その他	300	緩傾斜護岸+突堤+養浜+飛沫防止工	港湾局	県港湾課		新規	高潮	隣接する河川局所管(竹富海岸祖納地区)の海岸整備と連携し、環境に配慮した波浪・高潮対策施設と飛砂/飛沫対策施設を複合して再備を図る。
	144	港 41	船浦港海岸01船浦地区上原	竹富町	上原	住宅地、その他	500	緩傾斜護岸+飛沫防止工	港湾局	県港湾課		新規	環境	利用と環境に配慮して海岸護岸の再整備を図る。
	145	港 48	船浮港海岸01船浮地区	竹富町	船浮	その他	100	潜堤	港湾局	県港湾課	×	新規	侵食	利用と環境及び景観に配慮して海岸護岸の再整備を図る。
	146	港 42	竹富東港海岸00竹富地区	竹富町	竹富	農用地、その他	530	緩傾斜護岸+突堤+養浜	港湾局	県港湾課		新規	侵食	利用と環境に配慮して海岸護岸の再整備を図る。
	147	農 32	竹富海岸06与那田地区	竹富町	与那田	農用地	250	護岸+樋門	農村振興局	県農村整備課		整備中	高潮	隣接する河川局所管(竹富海岸祖納地区)及び港湾局所管(祖納港海岸祖納地区)の海岸整備と連携し、環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	148	水 24	波照間漁港海岸01波照間地区	竹富町	波照間漁港	農用地、その他	230	護岸・養浜・植栽・休憩所・広場	水産庁	県漁港漁場課		新規	環境	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設、飛砂/飛沫対策施設(植栽)及び海岸環境創造施設を複合した整備を図る。
	149	水 26	西表漁港海岸01西表地区	竹富町	西表漁港	農用地、住宅地	290	護岸・養浜	水産庁	県漁港漁場課		新規	高潮	利用や環境に配慮して養浜等による面的な保全施設整備を図る。
与那国島ゾーン	150	河 41	与那国海岸02与那国地区	与那国町	与那国	その他	100	護岸	河川局	県河川課	×	新規	高潮・侵食	利用や環境及び景観に配慮した保全施設の整備を図る。
	151	港 43	祖納港(与那国)海岸01祖納地区	与那国町	祖納	住宅地、その他	330	傾斜護岸+突堤+潜堤+養浜+飛沫防止工	港湾局	県港湾課		整備中	高潮	ふるさと海岸整備事業により、利用と環境に配慮して護岸・突堤・養浜・波浪・飛沫防止帯の整備を図る。
	152	農 33	与那国海岸01比川地区	与那国町	比川	農用地、住宅地、その他	1,100	護岸+樋門+植栽	農村振興局	県農村整備課		整備中	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。
	153	農 34	与那国海岸02樽舞地区	与那国町	樽舞	農用地、森林	400	護岸+樋門+植栽	農村振興局	県農村整備課		新規	高潮	利用と環境に配慮して波浪・高潮対策施設の整備を図る。

) は、山原東部ゾーン、 は、石垣島拠点ゾーン